

東京都災害時受援応援計画

平成 30 年 1 月



目 次

第1章 総則	1
1 本編の目的	1
2 本編の位置付け	1
3 本編が対象とする受援応援の範囲	2
第2章 都の危機管理体制	3
1 東京都災害対策本部の組織及び運営	3
(1) 東京都災害対策本部の運営	3
(2) 本部長等の職務	3
(3) 救出・救助統括室、部門・連携チーム等	4
2 東京都災害対策本部における受援応援に関する部門の役割	5
(1) 区市町村調整部門	5
(2) 人員調整部門	5
(3) 物資・輸送調整チーム	6
(4) 国・他縣市等広域調整部門	6
3 現地機動班制度	7
4 相互応援協定の枠組み	7
第3章 救出救助機関からの受援	8
1 救出救助活動に係る都の体制	8
(1) 東京都災害対策本部（救出・救助統括室）の役割	10
(2) 大規模救出救助活動拠点での現地機動班の役割	12
2 救出救助機関への派遣要請及び受入れ	12
(1) 警察（警察災害派遣隊）への要請	12
(2) 消防（緊急消防援助隊）への要請	13
(3) 自衛隊（災害派遣部隊）への要請	15
第4章 人的受援応援	18
1 非常時優先業務の実施	18
2 人的受援応援の判断基準	18
(1) 被災区市町村に対する人的受援応援の判断基準	18
(2) 各局に対する人的受援応援の判断基準	19
3 都内区市町村間の相互連携	19
4 広域応援協定団体への応援要請	19
(1) 全国知事会	19
(2) 九都縣市（関西広域連合）	20
(3) 21大都市	21
5 国への応援要請	22
6 広域応援協定団体等との連携・支援	22

(1) 広域応援協定団体等の情報連絡員の受入れ	22
(2) 受援応援調整会議（仮称）の開催	22
7 人的受援応援に係る都及び区市町村の役割	22
(1) 都の役割	22
(2) 区市町村の役割	22
8 人的受援応援に係る手続	24
(1) 区市町村からの要請に基づく受援応援手続	24
(2) 各局からの要請に基づく受援応援手続	28
9 大規模災害時に想定される主な受援応援対象業務	32
(1) 大規模災害時に想定される時系列を踏まえた主な受援応援対象業務	32
(2) 主に都本部と区市町村災害対策本部との間で調整が必要と考えられる業務	33
(3) 主に局災害対策本部と区市町村災害対策本部との間で調整が必要と考えられる業務	34
10 ボランティアとの連携・支援	35
第5章 物的受援応援	36
1 都及び関係機関等の対応	37
(1) 都	37
(2) 国	38
(3) 区市町村	38
(4) 協定事業者	38
(5) 広域応援協定団体	38
2 物資調整の流れ	39
(1) 発災直後からおおむね3日間の活動	39
(2) 発災後おおむね4日目から7日目までの活動	41
(3) 発災からおおむね1週間以降の活動	42
3 広域応援協定団体からの支援物資	42
4 企業・個人からの義援物資	43
5 物的受援応援に係る手続	43
(1) 都備蓄物資に対する支援要請	43
(2) 国への応援要請	45
(3) 協定事業者への調達要請	47
(4) 広域応援協定団体からの支援物資	49
(5) 企業・個人からの義援物資	51
第6章 海外からの支援	53
1 人的支援の受入れ	53
2 物的支援の受入れ	54
第7章 都外被災自治体への応援	55

1	情報連絡会議の組織及び運営	55
(1)	情報連絡会議の設置	55
(2)	座長等の職務	55
(3)	全庁的な情報共有及び対応方針の決定	55
2	応援調整事務局の設置	56
(1)	総務局総合防災部	56
(2)	総務局人事部	56
(3)	総務局行政部	56
3	都外被災自治体への人的・物的支援	57
(1)	人的支援に係る調整	57
(2)	物的支援に係る調整	59
第8章	費用負担	61

第1章 総則

1 本編の目的

平成23年東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）及び平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）では、被災地で甚大な被害が発生し、被災自治体の応急対策や復興対策を支援するため、救出救助機関のみならず、都をはじめとする全国自治体からも膨大な人数の行政職員が派遣されており、その支援は現在も続いている。

都はこれまでも、過去の大規模災害の教訓を踏まえ、建築物等の耐震化や不燃化等のハード対策はもとより、発災時に迅速かつ円滑な災害対応を行えるよう、災害対策本部体制の充実・強化などに取り組んできたが、首都直下地震等の大規模災害が東京で発生した場合、過去の災害とは比較にならない規模の膨大な災害対応業務が生じることが想定される。

被災自治体による災害対応の停滞は、被災者の生活再建や被災地の復旧・復興に重大な遅延をもたらすおそれがある。とりわけ、首都東京における災害対応や復旧・復興の停滞は、我が国全体の浮沈を左右し、ひいては世界経済の混乱をもたらしかねない。

このため、大規模災害発生時には、都庁の総力を結集して対応に当たることはもとより、平時より、災害時を見据えた各局の役割分担や連携方法を一層具体化するとともに、職員の災害対応への意識・スキルの更なる向上を図らなければならない。

また、都及び都内区市町村のみで、大規模災害時に発生する膨大な災害対応業務のすべてに対応することはできないという現実的な前提の下、全国の自治体や警察、消防、自衛隊、ボランティア等からの応援を円滑に受け入れ、一刻も早い被災地支援につなげるため、平時より都と区市町村の受援応援に係る役割分担や連絡窓口、応援要請や受入れ手順等の具体的なルール、手順、体制等を可能な限り明確化しておく必要がある。

都は今後、本編において整理した事項を図上訓練等で検証するとともに、区市町村等関係団体との意見交換を通じて不断の見直しを行い、首都直下地震等発生時における都の受援応援体制の一層の強化を図っていく。

2 本編の位置付け

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、自治体間の応援対象業務を従前の「応急措置」から「災害応急対策」全般に拡大するとともに、自治体が地域防災計画を定めるに際して、円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮すべきことなどを内容とする災害対策基本法の改正を行った（平成24年6月）。

その後修正を図った防災基本計画においても、同様の趣旨から、自治体等の防災業務計画や地域防災計画等に、応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め

るものとし、「応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制」などについて、必要な準備を整えるべきことが明記された。こうした動きを踏まえ、都はこれまで、地域防災計画を修正し（平成 24 年 11 月）、発災時における九都県市や全国知事会等との支援調整機能を強化するなど、広域連携等による都の危機管理体制の強化に努めてきた。

また、熊本地震における都派遣職員や被災自治体へのヒアリング等を通じて明らかになった課題等を「熊本地震支援の記録」として取りまとめ（平成 28 年 11 月）、被災地派遣の経験を組織全体で共有し、今後の都の防災対策につなげていくこととした。さらに、平成 29 年 12 月には「東京都業務継続計画」を改定し、災害時における非常時優先業務を整理するとともに、必要な執行体制等を定め、業務継続性の確保を図っている。

本編は、これら計画等に連動し、都が全国の自治体や警察、消防、自衛隊、ボランティア等からの応援を円滑に受け入れ、一刻も早い被災地支援につなげるための具体的な手順やルール等について、熊本地震における教訓等も踏まえて定めたものである。

なお、国では大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方について検討を行っていることから、検討結果を踏まえ本編についても適宜修正していくこととする。

3 本編が対象とする受援応援の範囲

被災自治体に対する人的応援は、主に初動期、応急期及び復旧初期を対象とした「応援」（災害対策基本法又は相互応援協定に基づく応援。いわゆる「短期派遣」）と主に復旧・復興期を対象とした「派遣」（地方自治法に基づく派遣。いわゆる「中・長期派遣」）が想定される。

しかし、熊本地震の教訓を踏まえると、特に初動の応急対策期における円滑な受援のルール・手順を明確化することが急務であることから、本編では、主に短期派遣に係る受援応援の体制やルール等を整理することとした。

なお、熊本地震の被災規模でも、短期派遣から中・長期派遣への本格的な移行は、3 か月程度の期間を要している現状に鑑み、初動期から復旧初期までの各フェーズにおいて発生し得る受援応援対象業務を広く網羅することとする。

また、大規模災害発生時には、人的応援だけではなく物的応援も重要な要素の一つである。過去の災害では、全国から被災地に多くの支援物資が届けられたが、物資集積拠点において滞留し、個々の避難所に届くまで時間を要するなどの課題が残った。「首都直下地震等による東京の被害想定」では、最大で約 220 万人の避難所生活者が見込まれており、大量の物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。物的応援は避難所生活者数がピークとなる初動期から復旧初期までを対象とし、受援応援の体制やルール等を整理することとする。

第2章 都の危機管理体制

1 東京都災害対策本部の組織及び運営

(1) 東京都災害対策本部の運営

知事は、都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生すると認められたときは、災害対策活動の推進を図るため、東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）を設置する。ただし、夜間休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震（島しょを除く。）が発生した場合は、都本部は自動的に設置される。

都本部は、本部長室、局及び地方隊をもって構成し、本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

- 都本部の非常配備態勢及び廃止に関する事。
- 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- 避難の勧告又は指示に関する事。
- 災害救助法の適用に関する事。
- 区市町村の相互応援に関する事。
- 局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関する事。
- 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。
- 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関する事。
- 公用令書による公用負担に関する事。
- 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- その他、重要な災害対策に関する事。

(2) 本部長等の職務

本部長は、知事をもって充て、都本部の事務を総括し、都本部の職員を指揮監督する。

副本部長は、副知事、警視総監及び消防総監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

なお、本部長に事故があるときは、副知事である副本部長、警視総監である副本部長、消防総監である副本部長の順序により本部長の職務を代理する。

本部員は、都本部を構成する局の局長、危機管理監及び本部長が都の職員の中から指名した者をもって充て、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

局長は、本部長の命を受け、局の事務を掌理する。

危機管理監は、各防災機関を総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。

- 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関する事。
- 本部の職員の動員に関する事。

- 本部における通信施設の保全に関すること。
- 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。
- 都本部の運営及び本部長室の庶務に関すること。
- 各局にまたがる事務や各局では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。

(3) 救出・救助統括室、部門・連携チーム等

都本部が設置された場合、総務局は、本部の応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるため、救出・救助統括室、部門、連携チームを設置する。

総務局長と危機管理監は、協働しつつ役割を分担し、応急対策業務を担う。

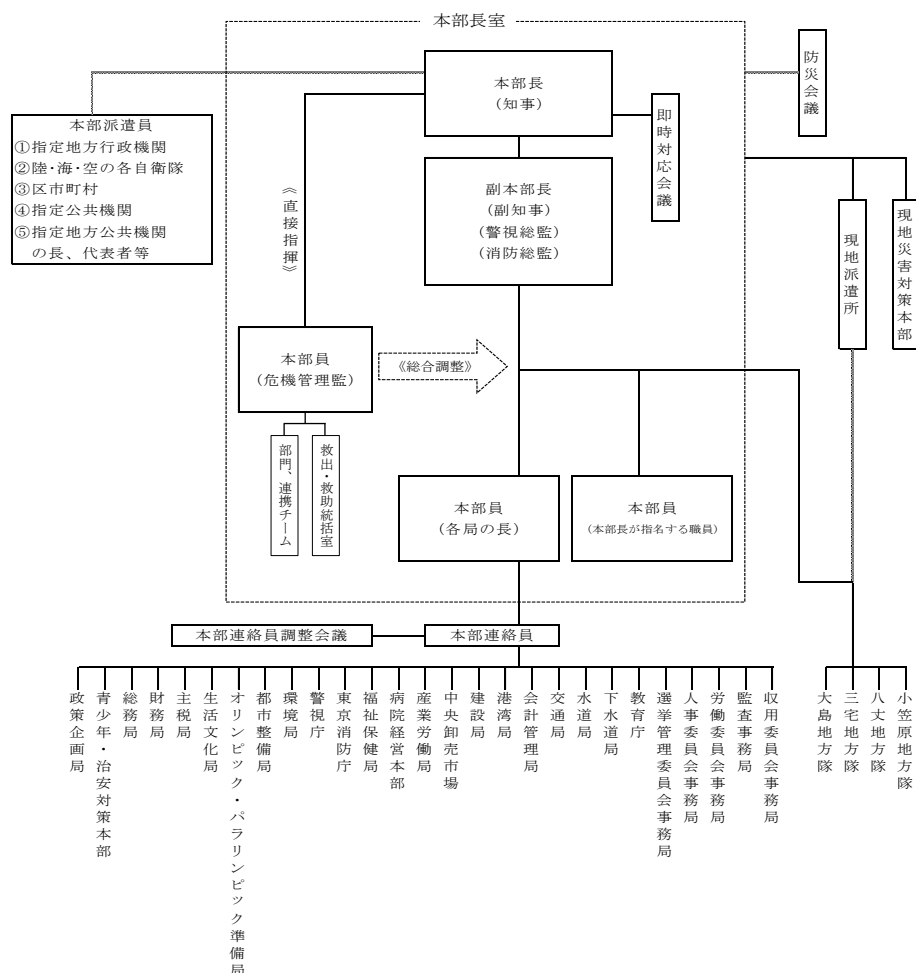
救出・救助統括室は、各機関からの災害情報の共有、各機関が行う災害対処の活動に必要な支援・調整等を実施する。

部門は、区市町村や国・他縣市等との連絡調整、帰宅困難者への対策を実施するほか、応急対策の総合調整を図る。

連携チームは、各局、防災機関、関係団体、事業者で構成され、医療救護活動、物資の調達や搬送、道路やライフラインの復旧などの様々な応急活動を一体的に実施する。

各局は、都本部の中核的实施機関として都本部の所掌事務を分掌する。

<東京都災害対策本部の組織>



2 東京都災害対策本部における受援応援に関する部門の役割

自治体間の受援応援に係る調整に当たっては、都及び都内区市町村の被災状況や支援ニーズを迅速かつ的確に集約し、全国からの広域応援につなげていく必要がある。都本部における受援応援を担う各部門の役割を明確にし、この役割分担の下で多様な主体と円滑な調整を行い、都及び被災区市町村における災害時の支援体制を構築する。

(1) 区市町村調整部門

区市町村調整部門は、被災区市町村や、被災区市町村に情報連絡員として派遣される現地機動班から、被害情報、人的・物的支援ニーズ等の収集を行う。

収集した情報等は、都本部各部門及び各局で共有することで、被災区市町村への人的・物的応援につなげていく。

(2) 人員調整部門

人員調整部門は、区市町村調整部門からの連絡又は局からの人的応援要請を受け、人的支援ニーズを把握し、区市町村、各局等との調整を行う。その他、各局が直接実施する応援業務について、被災区市町村から人員調整部門へ要請された場合の各局への取次、各局が実施した受援応援調整結果の取りまとめを行う。

また、国・他縣市等広域調整部門を経由して全国知事会などの広域応援協定団体との調整等、人的受援応援に係る機能を一元的に統括する等の総合調整を行う。

なお、人員調整部門が対応する自治体間の受援応援に係る調整の対象業務は、全国知事会や九都縣市等広域応援協定団体との応援職員派遣スキームに基づくものであり、各局の協定等において応援要請手続等があらかじめ定めてある場合や専門職種確保の観点から所管の各府省庁が調整する職員派遣は含まない。

<人員調整部門が対応する応援対象業務>

想定される応援業務	主に人員調整部門以外で対応する業務
<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡員（各局が自局の業務のために派遣する情報連絡員は除く。） ・区市町村災害対策本部支援 ・避難所運営 ・物資仕分け・荷下ろし等 ・区市町村応急復旧業務全般（受付窓口など） ・住家被害認定調査・罹災証明 ・都市復興基本計画策定のための家屋被害状況調査 ・その他各局等からの要請に基づく業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定（社会公共施設等） 【公共建築物等応急危険度判定部会】 ・被災建築物応急危険度判定（民間住宅等） 【都市整備局】 ・被災宅地危険度判定【都市整備局】 ・応急仮設住宅等の供与、応急修理に係る業務 【都市整備局】 ・災害廃棄物の処理【環境局】 ・医師、保健師の派遣等【福祉保健局】 ・応急給水、水道施設応急復旧【水道局】 ・下水道施設応急復旧【下水道局】 ・道路・河川・橋梁等応急復旧【建設局】 ・港湾施設応急復旧【港湾局】

(3) 物資・輸送調整チーム

物資・輸送調整チームは、区市町村調整部門からの連絡を受け、被災区市町村の物的支援ニーズを把握するとともに、備蓄及び調達物資を被災区市町村が設置する地域内輸送拠点に輸送するなど、物的応援に係る総合調整を行う。

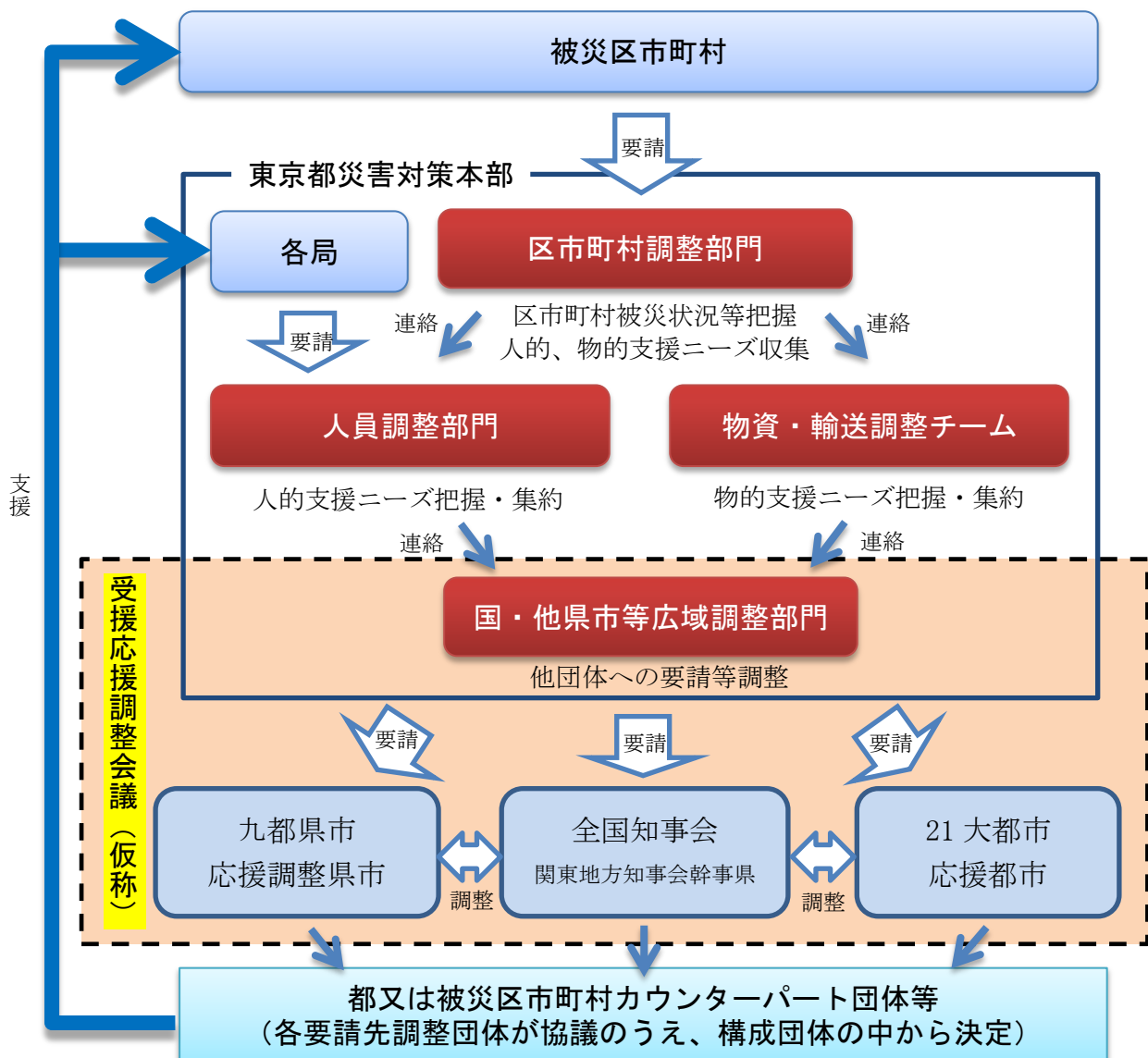
なお、物資・輸送調整チームが対応する自治体間の受援応援に係る調整の対象業務は、食料・生活必需品等に関する物資の調達・輸送業務を対象とする。

(4) 国・他縣市等広域調整部門

国・他縣市等広域調整部門は、九都縣市等の広域連携体制の一層の強化や、国、他縣市等と円滑な協力体制が取れるように調整を行う。

また、都単独では対応困難な応急対策等について、国又は全国知事会などの広域応援協定団体等への支援要請及び支援受入れ、受援応援調整会議（仮称）の開催による情報共有、都又は被災区市町村への支援団体（以下「カウンターパート団体」という。）に関する総合調整を行う。

<自治体間の受援の調整イメージ>



3 現地機動班制度

現地機動班は、危機管理監の下に編成され、発災からおおむね 72 時間までの間、あらかじめ指定された拠点において、応急対策活動に従事する。

現地機動班として指定されている職員は、警察・消防・自衛隊等の活動拠点となる都立公園や清掃工場のほか、災害対策本部が設置される区市町村庁舎、医療救護活動を行う都立病院などに参集し、大規模救出救助活動拠点の運営や、被害情報の収集、都本部の運営支援等を実施する。

4 相互応援協定の枠組み

都は、地震等による大規模災害発生時に、都単独では十分な応急対策等が実施できない状況に備え、全国知事会、九都県市、21 大都市との間で広域連携協定を締結し、災害発生時の相互応援の枠組みを確保している。

また、九都県市の枠組みにおいては、首都直下地震発生時の九都県市同時被災も想定し、関西広域連合とも災害時相互応援協定を締結している。

<都が締結する自治体間の災害時相互応援協定>

協定名	構成団体
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国知事会を構成する全都道府県
震災時等の相互応援に関する協定	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（関東知事会を構成する 1 都 9 県）
九都県市災害時相互応援に関する協定	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（九都県市）
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合及び九都県市構成都県市
21 大都市災害時相互応援に関する協定	東京都、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市

第3章 救出救助機関からの受援

都は、警察、消防、自衛隊等（以下「各機関」という。）から提供される情報を集約・共有するとともに、各機関間の連携及び活動等を支援することにより、円滑な災害対応を行う。

大規模災害発生時、都は、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊等の応援部隊の派遣を速やかに要請し、各部隊を迅速かつ的確に受け入れ、各部隊が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、各機関と緊密に連携を図る。

なお、本計画で定める内容及び各種手続は、各機関の計画や方針等と整合を図り、それらに則って行う。

1 救出救助活動に係る都の体制

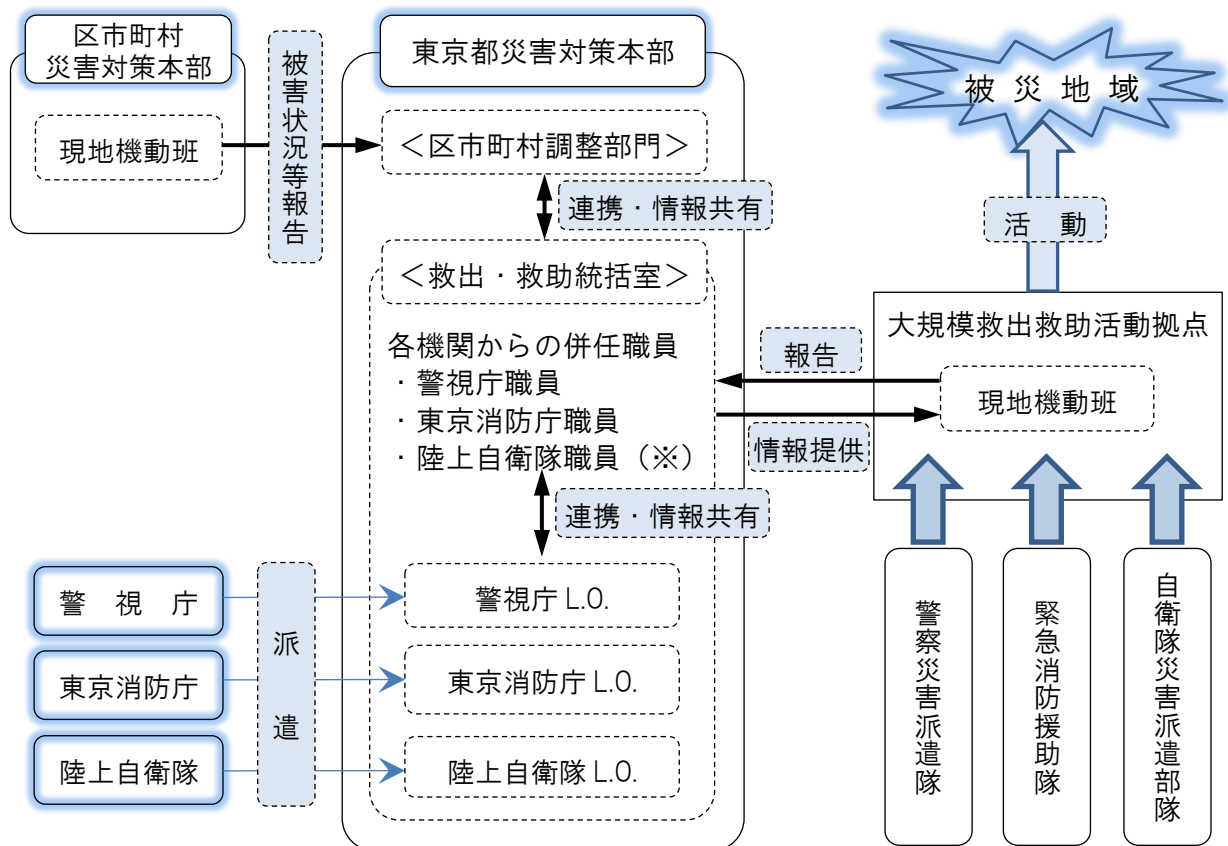
都は、大規模災害発生時、全国からの各機関の応援部隊の支援を円滑に受け入れるため、大規模救出救助活動拠点（以下「活動拠点」という。）の体制を整え、各機関と情報共有を図り、応急対策活動を行う。

発災後、数時間で警視庁、東京消防庁、陸上自衛隊等の関係機関から都本部へ情報連絡員が派遣される。都本部は、派遣された情報連絡員と被害や被災の状況等について情報共有を図り、各機関が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう緊密に連携を図る。

都は、各応援部隊等が被災者の救出救助等を行うためのオープンスペースをあらかじめ、活動拠点として指定している。そして、各活動拠点及び周辺の被害状況を現地機動班からの報告により把握するとともに、施設や設備等の使用可否や使用可能範囲等を確認し、活動拠点として使用できる場所を確定する。その確定した情報について、都本部は、各機関の情報連絡員を通じて各機関へ速やかに提供する。

各活動拠点では、現地機動班が各応援部隊の受入れ準備を行うとともに、受け入れに伴う各機関との連絡や各種調整、各機関の活動に必要な支援等を行う。

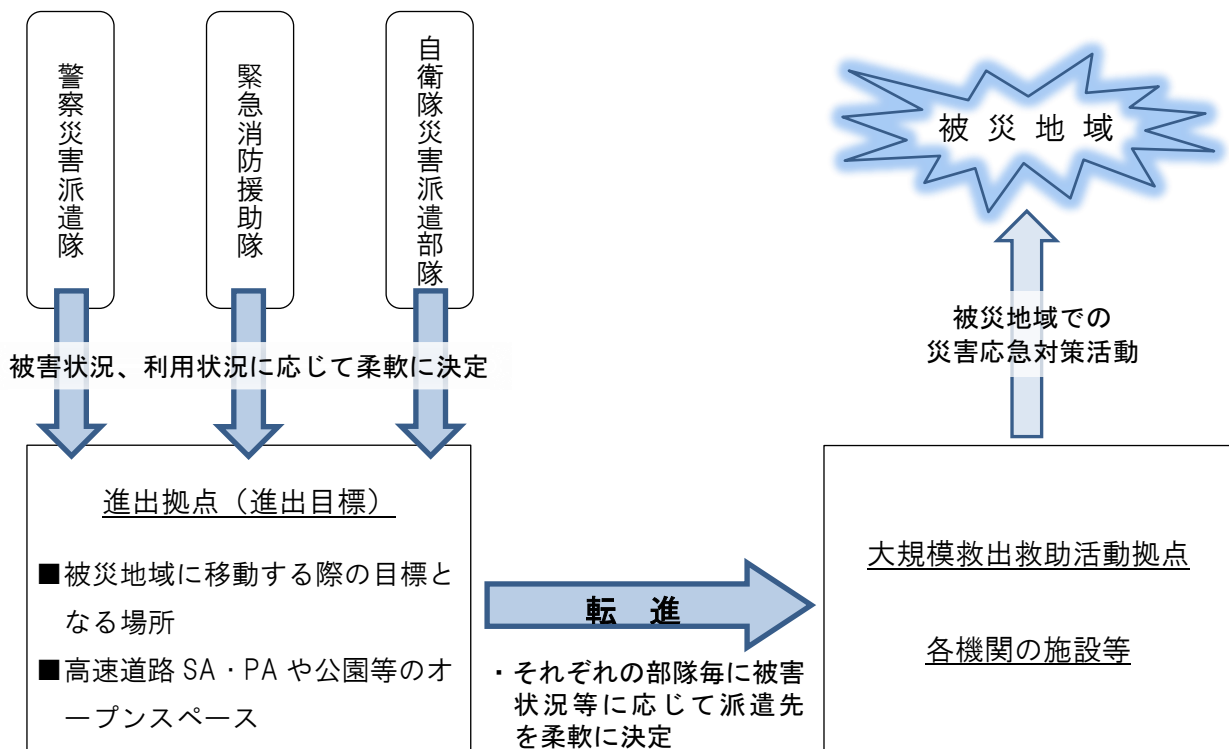
<救出救助活動に係る関係機関との連携>



※陸上自衛隊職員：退職派遣扱い

※L.O.：（Liaison Officer の略）情報連絡員（リエゾン）

<各応援部隊の進出の流れ>



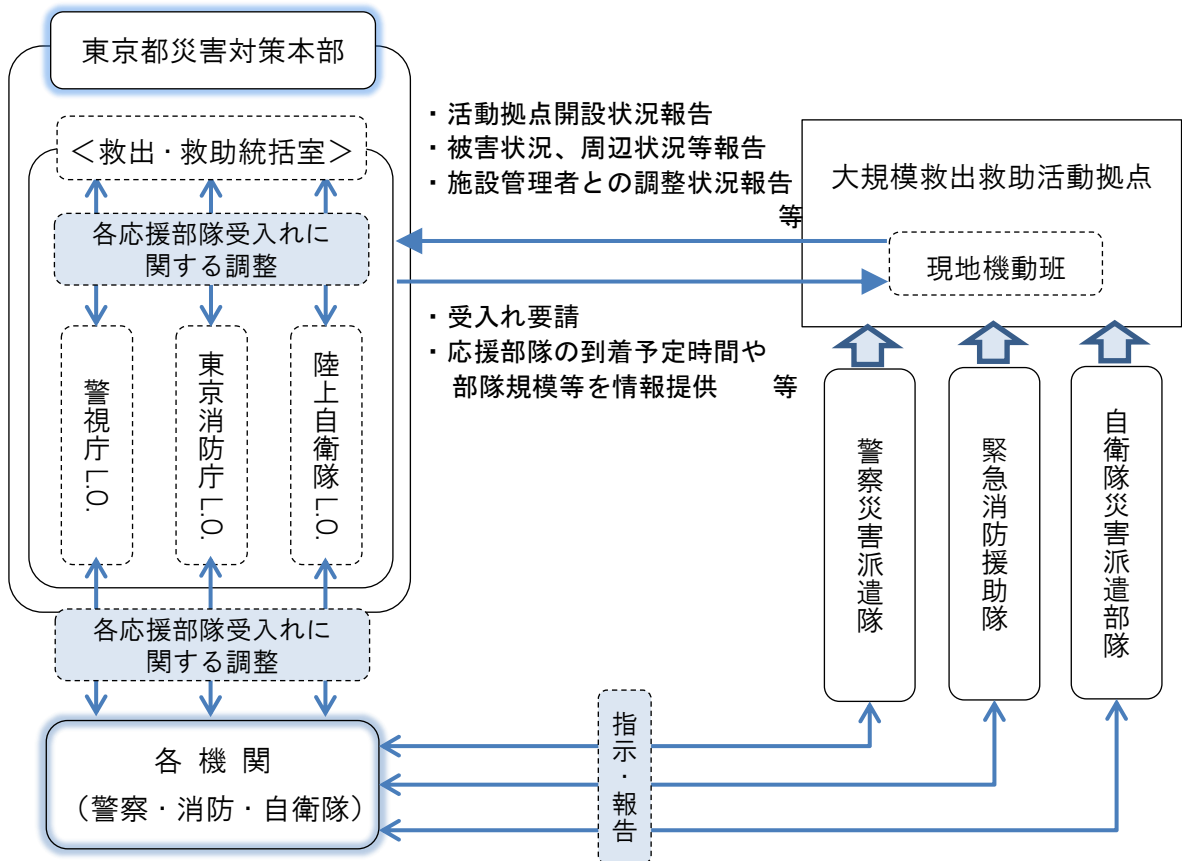
(1) 東京都災害対策本部（救出・救助統括室）の役割

都本部（救出・救助統括室）は、各応援部隊が活動拠点を使用する際、現地機動班からの報告により活動拠点の状況を速やかに把握し、使用可能な活動拠点を確定する。その後、使用可能な活動拠点及び周辺情報を各機関の情報連絡員を通じて各機関へ提供し、情報共有を図る。都本部（救出・救助統括室）は、各機関の情報連絡員と連携し、各機関からの活動拠点の使用要請に基づき、活動拠点の施設規模と受入れる応援部隊の規模等を考慮し、各機関の使用するスペースの確定や各機関が同一の活動拠点を使用する場合に円滑に使用できるようパイプ役となり、連絡調整等を行う。

各機関は、部隊規模、到着時間等について、各機関の情報連絡員を通じて、都本部（救出・救助統括室）へ報告し、都本部（救出・救助統括室）は、その情報を活動拠点で受入れ準備を行っている現地機動班へ速やかに情報提供を行う。

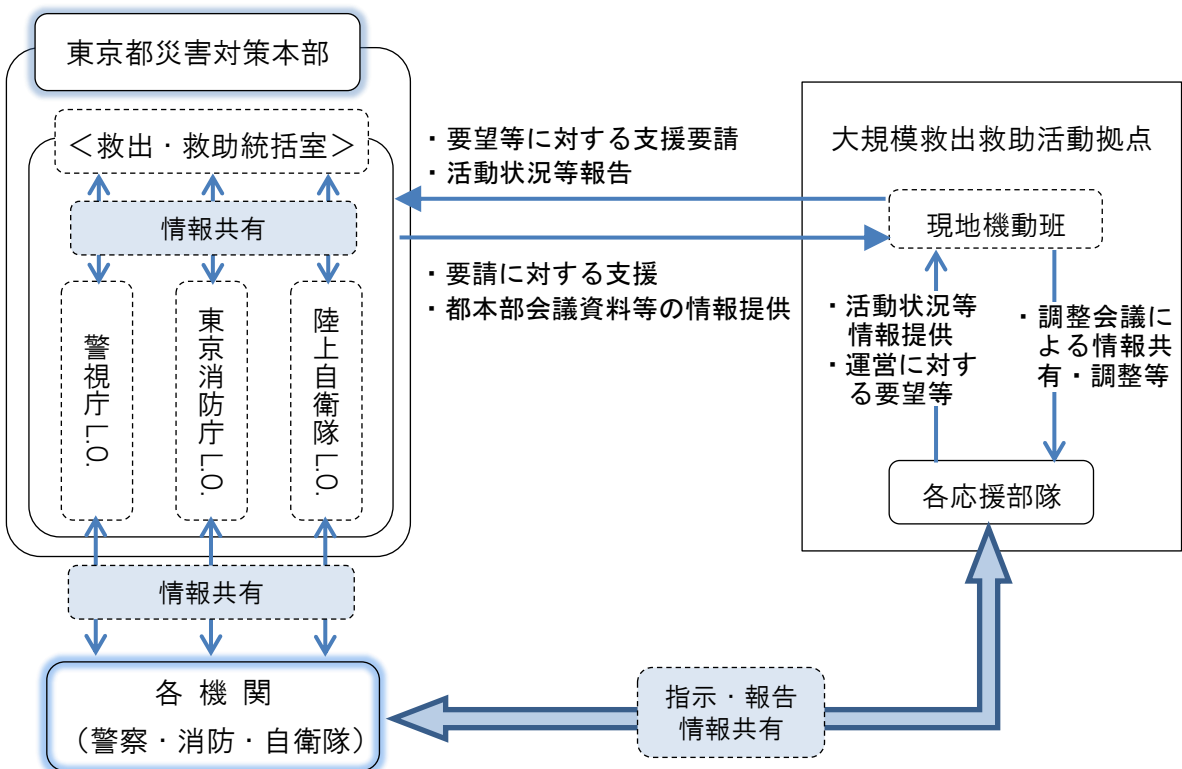
各応援部隊による応急対策活動開始後は、現地機動班からの報告又は各機関の情報連絡員を通じ、活動拠点の状況や各応援部隊の活動状況を把握するとともに、各応援部隊からの要望に基づく現地機動班からの支援要請等に対して迅速に対応し、各応援部隊が円滑に活動できるよう支援する。

<都本部と大規模救出救助活動拠点との連携（応援部隊受入れ前）>



※L.O. : (Liaison Officer の略) 情報連絡員 (リエゾン)

<都本部と大規模救出救助活動拠点との連携（応援部隊受入れ後）>



※L.O. : (Liaison Officer の略) 情報連絡員 (リエゾン)

(2) 大規模救出救助活動拠点での現地機動班の役割

都は、各応援部隊が円滑に救出救助活動を行えるよう、ベースキャンプ、ヘリコプターの離発着スペース等となる活動拠点を立ち上げ、その運営に必要な要員（現地機動班等）を速やかに配置し、受入れ態勢を整える。

現地機動班は、各応援部隊が、円滑に都内で救出救助活動を展開できるよう、発災後速やかに、あらかじめ定められている活動拠点等に参集し、無線機等の通信設備による都本部との通信の確保、ヘリコプターの離着陸スペースや各応援部隊のベースキャンプ等となる活動場所の確保等を迅速に行う。

現地機動班は、使用可能な活動拠点毎に各応援部隊の受入れ環境を整え、活動拠点の開設を行うとともに、活動拠点開設状況や周辺の被害状況等について、都本部（救出・救助統括室）へ報告する。

屋内施設の活動拠点への各応援部隊の受入れの際、現地機動班は、使用する諸室等を各応援部隊へ伝達するが、実際に到着した各部隊の規模等を考慮し、使用する諸室の割り振りの変更を行う等現場の状況に応じて柔軟に対応する。また、屋外施設の活動拠点においては、被害状況、避難者の避難状況等により使用できるスペースに限りがあるため、現地機動班は、活動拠点に到着した各応援部隊と調整し、使用するスペースを決定する。

各応援部隊の受入れ後は、部隊の活動状況等の情報を収集し、各応援部隊が円滑に災害応急対策活動を行えるよう、要望に対する対応等支援を行うとともに、各機関同士が情報共有を図る調整会議等に参加し、情報を収集するなど、救出救助活動が円滑に行われるよう、活動拠点の運営を行う。

2 救出救助機関への派遣要請及び受入れ

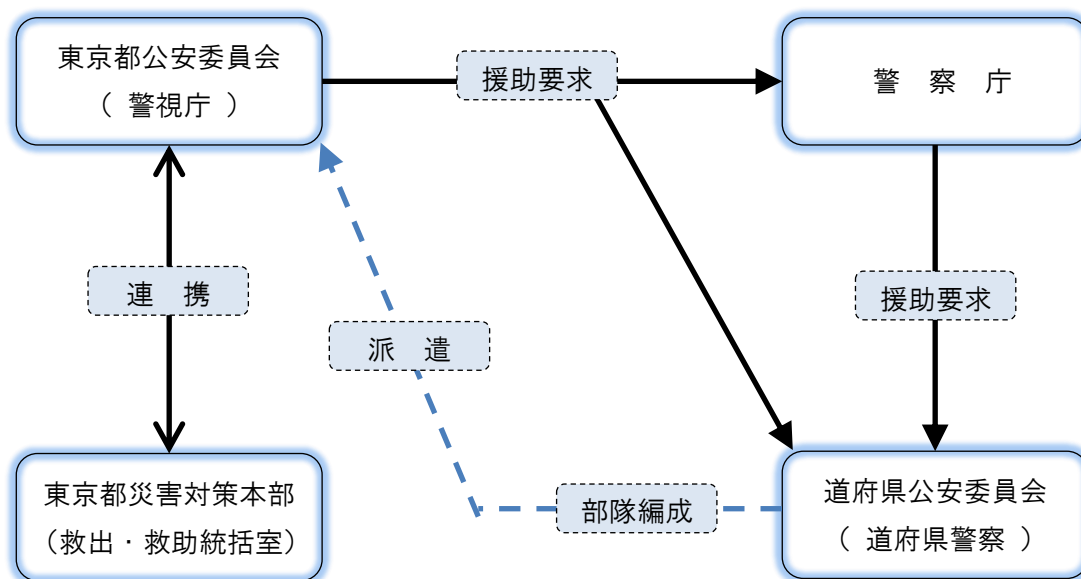
(1) 警察（警察災害派遣隊）への要請

警察災害派遣隊は、情報収集、避難誘導、救出救助、検視、遺体の調査及び身元確認の支援、緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導、行方不明者の搜索、治安維持、被災者等への情報伝達、被災地等における活動に必要な通信の確保等を行う。

東京都公安委員会は、警察災害派遣隊の派遣に関し、警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定に基づき、警察庁又は他の道府県警察に対して、援助（警察災害派遣隊の派遣）の要求を行う。

東京都公安委員会からの援助の要求により派遣された警察庁又は道府県警察の警察官は、援助の要求をした東京都公安委員会の管理する警視庁の管轄区域内において、当該公安委員会の管理の下に、職権を行う。

<警察災害派遣隊の応援要請の流れ>



警察災害派遣隊が被害状況等により派遣地域を決定するため、都本部（救出・救助統括室）は、警視庁の情報連絡員と連携し、円滑に応急対策活動が行えるよう応援部隊へ被害情報等の各種情報を提供するとともに、現地機動班とも連携し、大規模救出救助活動拠点の受入れ態勢を整えるなど支援を行う。

(2) 消防（緊急消防援助隊）への要請

緊急消防援助隊は、消火、人命救助、傷病者の応急処置・救急搬送、情報収集等を行う。緊急消防援助隊に関する応援要請は、都本部（救出・救助統括室）と東京消防庁等とが連携し、総務省消防庁へ要請する。

- ・知事（都本部（救出・救助統括室））は、大規模災害等が発生し、消防総監（東京消防庁）及び被災地市町村長（稲城市長、島しょ地域の町村長をいう。以下同じ。）（各消防本部）から応援要請を受け、都内の被災状況や消防力を考慮して、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に基づく緊急消防援助隊の応援が必要と判断した場合は、緊急消防援助隊応援等の要請を消防庁長官（以下「長官」という。）（総務省消防庁）に対して行う。
- ・上記要請は、電話により直ちに行う。詳細な災害の状況及び応援等に必要の種別・規模等については、把握した段階でファクシミリ等により速やかに行う。

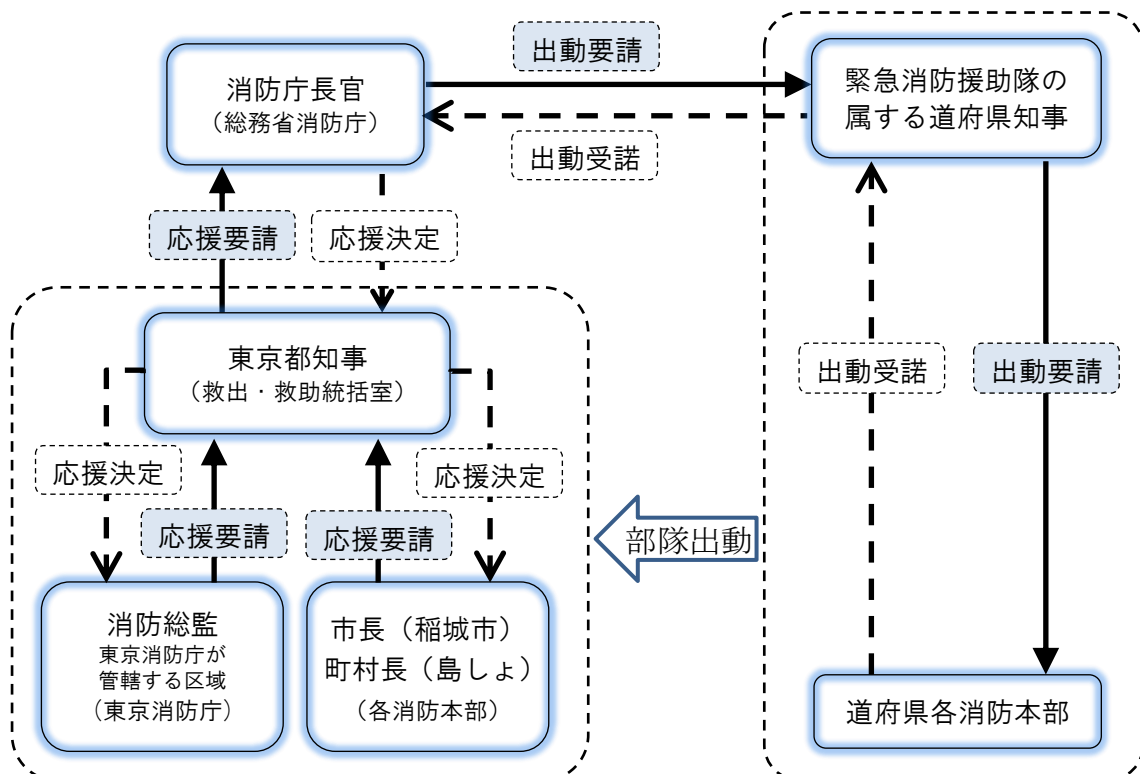
なお、書面による連絡は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成29年3月28日消防広第93号）「別記様式1-1」（様式については、別冊資料を参照）を使用する。

- ・知事（都本部（救出・救助統括室））は、被災地市町村長（各消防本部）から応援要請を受けた時は速やかに、消防総監（東京消防庁）に連絡する。

- ・知事（都本部（救出・救助統括室））は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援が必要な非常事態であると判断したときは、長官（総務省消防庁）に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行う。
- ・被災状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要と知事（都本部（救出・救助統括室））が自ら判断した場合は、被災地市町村長（各消防本部）から応援要請の連絡がない場合であっても、長官（総務省消防庁）に対して応援要請を行う。
- ・知事（都本部（救出・救助統括室））は、長官（総務省消防庁）に対して、応援要請を行った場合、その旨を消防総監（東京消防庁）、被災地市町村長（各消防本部）に連絡する。
- ・知事（都本部（救出・救助統括室））は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の要請の必要性について検討する。

なお、東京 23 区の区域において、震度 6 強以上が観測された場合及び首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合には、「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」（平成 29 年 3 月 29 日総務省消防庁策定）を適用し、都からの応援要請がなくとも、長官は緊急消防援助隊の出動指示を行う場合がある。総務省消防庁よりアクションプランを適用する旨の連絡が都本部にあった場合は、東京消防庁に対してアクションプランが適用された旨を速やかに伝達する。

<緊急消防援助隊の応援要請から応援決定までの流れ>



知事（都本部（救出・救助統括室））は、緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2の規定に基づき、東京都消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を東京消防庁本部庁舎（東京都千代田区大手町一丁目3番5号）に設置する。

知事（都本部（救出・救助統括室））は、調整本部を設置した場合、設置日時、設置場所、その構成員及び連絡先について、長官（総務省消防庁）に対して速やかに報告する。また、知事（都本部（救出・救助統括室））は、調整本部に係る知事の権限に属する事務について、消防総監（東京消防庁）へ委任する。

緊急消防援助隊の進出状況の把握や連絡調整は、都本部（救出・救助統括室）が東京消防庁の情報連絡員を通じて、調整本部と行う。

緊急消防援助隊が被災状況や被害状況により活動場所を決定するため、都本部（救出・救助統括室）は、東京消防庁の情報連絡員と連携し、円滑に応急対策活動が行えるよう緊急消防援助隊へ被害情報等の各種情報を提供するとともに、現地機動班要員と連携し、活動拠点の受入れ態勢を整えるなど積極的に支援を行う。

なお、緊急消防援助隊は、被害状況等により派遣地域を決定するため、都本部は、東京消防庁の情報連絡員と連携し、状況に応じて柔軟に部隊の受入れを行う。

（3）自衛隊（災害派遣部隊）への要請

自衛隊の災害派遣部隊は、情報収集、人命救助・捜索救助、消防及び水防活動、応急医療及び救護、緊急輸送、生活支援等を行う。

知事は、地震等により災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、若しくは区市町村から災害派遣要請があった場合は、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、災害派遣要請を行わないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

なお、特に緊急性が高く、知事等の要請を待ついとまがない場合には、自衛隊が自主的に活動を開始する場合がある。

① 災害派遣要請について

ア 知事による災害派遣

知事は、以下の場合に災害派遣を要請する。

- ・災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合
- ・災害に際し、知事が予防のため被害がまさに発生しようとしている場合
- ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを知事が受けた場合

イ 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

知事が災害派遣要請をするいとまがない場合等における派遣は、以下のと

おりである。

- ・災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、区市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められた場合
- ・災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ・災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- ・災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- ・庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

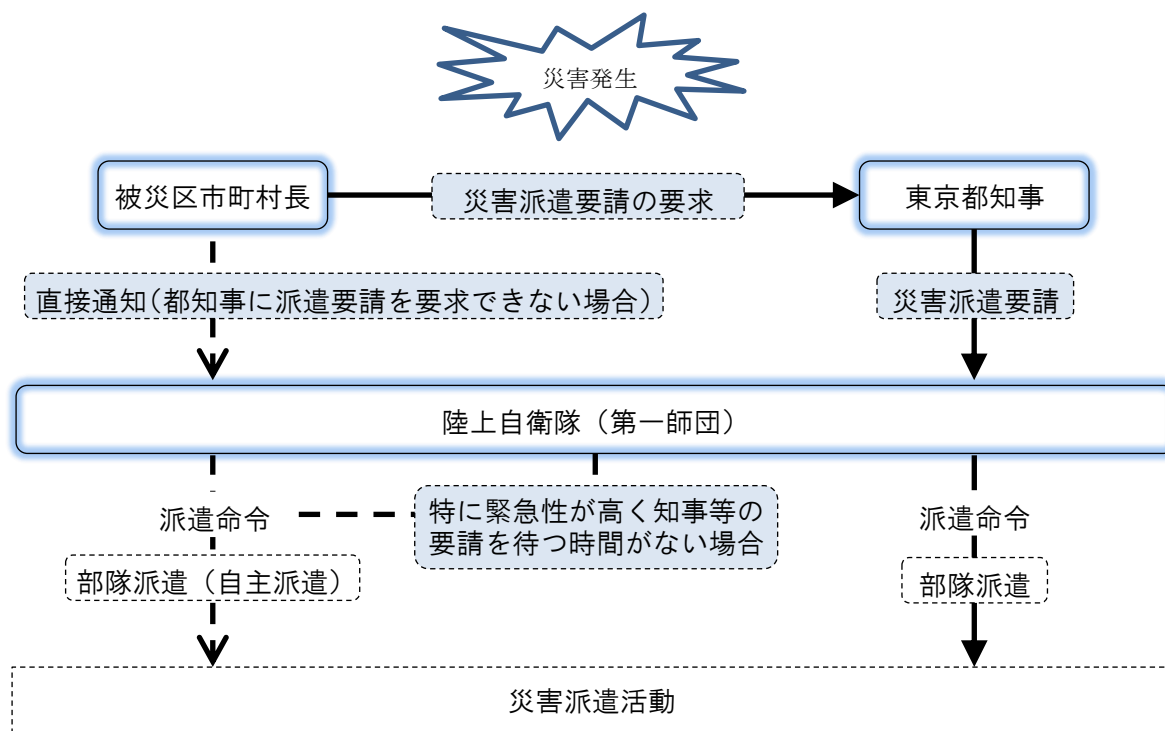
② 災害派遣の要請手続

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第106条の規定に基づき、知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を送達する。

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

なお、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行う。

<自衛隊への災害派遣要請の流れ>



自衛隊への派遣要請に関する調整は、都本部（応急対策指令室）と自衛隊から派遣された情報連絡員が連携し、陸上自衛隊第1師団司令部第3部防衛班と行う。

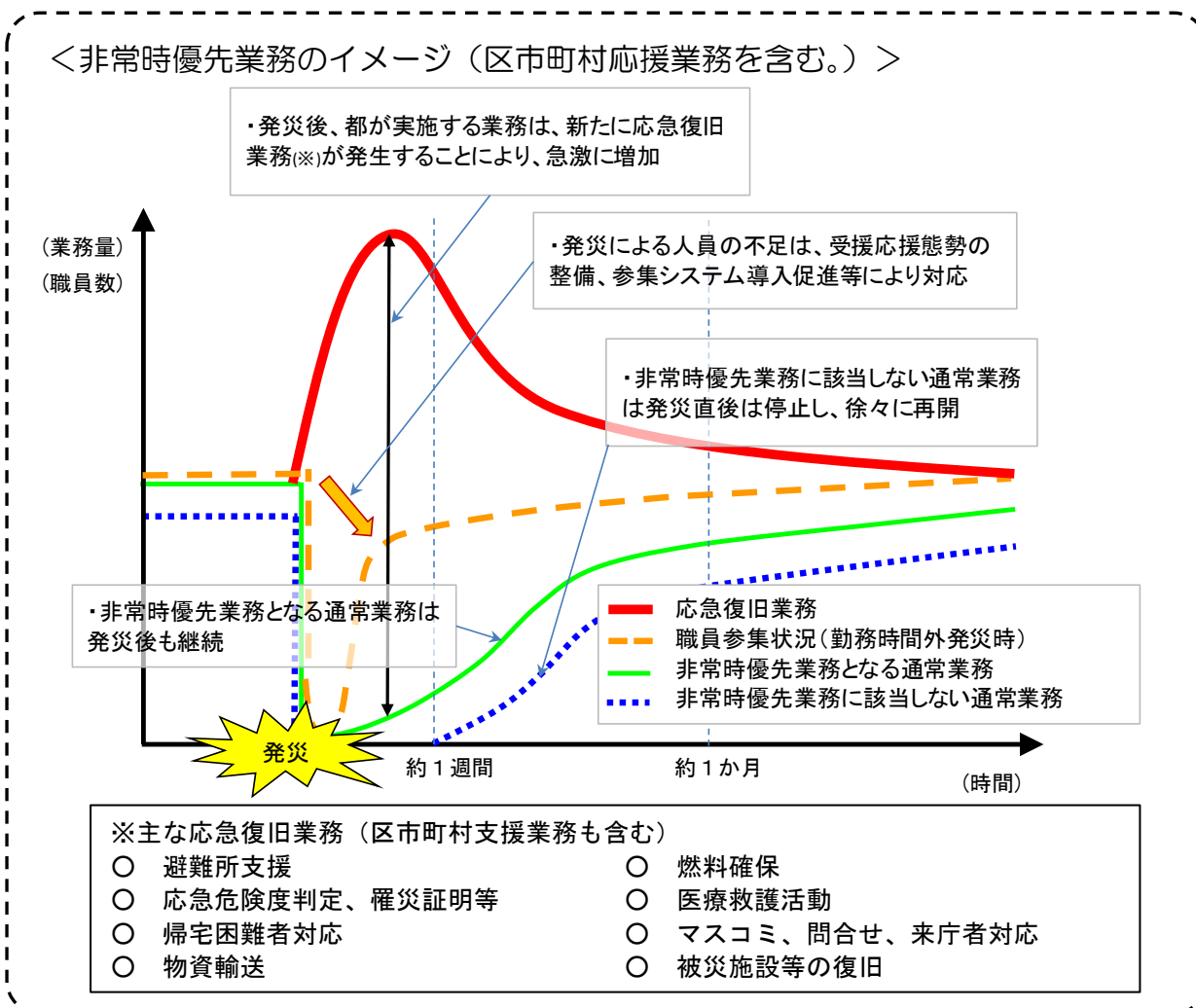
自衛隊の災害派遣部隊が被災状況や被害状況により活動場所を決定するため、都本部（救出・救助統括室）は、自衛隊の情報連絡員と連携し、円滑に応急対策活動が行えるよう応援部隊へ被害情報等の各種情報を提供するとともに、現地機動班とも連携し、活動拠点の受入れ態勢を整えるなど支援を行う。

なお、災害派遣部隊は、被害状況等により派遣地域を決定するため、部隊受入れ時、都本部は、自衛隊の情報連絡員と連携し、状況に応じて柔軟に部隊の受入れを行う。

第4章 人的受援応援

1 非常時優先業務の実施

都内で大規模災害が発生した場合、都は「東京都業務継続計画（都政のBCP）」に基づき、全庁を挙げた災害対応態勢を直ちに確立する。通常業務は原則として休止し、非常時優先業務を確実に実施するため、当該業務に必要な人員等を確保するとともに、非常時優先業務を実施できる体制を構築する。



2 人的受援応援の判断基準

(1) 被災区市町村に対する人的受援応援の判断基準

- ① 都内で災害が発生し、被災区市町村単独では十分な災害応急対策が実施できないと見込まれる場合、被災区市町村は都に対して速やかに応援を要請する。ただし、業務の専門性が高い場合等、協定等で制度化された応援手続があらかじめ定めてある場合等はこの限りではない。

- ② 都本部（人員調整部門）は被災区市町村からの要請に対し、各局や非被災区市町村に対して応援要請を行い、職員の派遣調整を実施するとともに、都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じ広域応援協定団体へ応援要請を実施する。

（２）各局に対する人的受援応援の判断基準

- ① 都内で災害が発生し、各局の担当部署において人員が不足する場合、応援要請を行う前に局内等における人員の再配置の実施を検討する。
- ② 局内等において人員の再配置を行っても、対応困難と見込まれる場合、各局は都本部（人員調整部門）へ応援を要請する。ただし、業務の専門性が高い場合等、局内等での人員の確保が困難であることが明らかな場合及び協定等において応援要請の手続等があらかじめ定められている場合等はこの限りではない。
- ③ 都本部（人員調整部門）は、各局からの要請を受けた場合、各局間で応援が可能なき場合は応援可能な局に応援要請を行う等の水平調整を検討し、それにより難しい場合は都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じ、広域応援協定団体へ応援要請を実施する。

3 都内区市町村間の相互連携

現在、特別区間は「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」により、多摩地域の市町村間は「震災時等の相互応援に関する協定」により、それぞれ相互応援協定を締結している。

都内で災害が発生し、被災した区市町村のみでは十分な災害応急対策を講じることができず、被災区市町村から都へ災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 68 条の規定に基づく応援要請があった場合、都は広域自治体として被災区市町村への応援を迅速かつ円滑に実施するため、非被災区市町村に対して災害応急対策の応援を求める。

4 広域応援協定団体への応援要請

都は、大規模な災害が発生し、都単独では十分な災害応急対策を講じることができない場合には、災害対策基本法第 74 条等の規定に基づき、広域応援協定団体に対して応援を要請する。

（１）全国知事会

① 災害・被害情報の報告

都は都内各地の震度（地震災害の場合）、被害状況、災害対策本部の設置状況等をカバー県（調整役）に報告する。

② カバー県への応援要請

都は文書又は口頭により、カバー県（調整役・第 1 順位は埼玉県）に対して

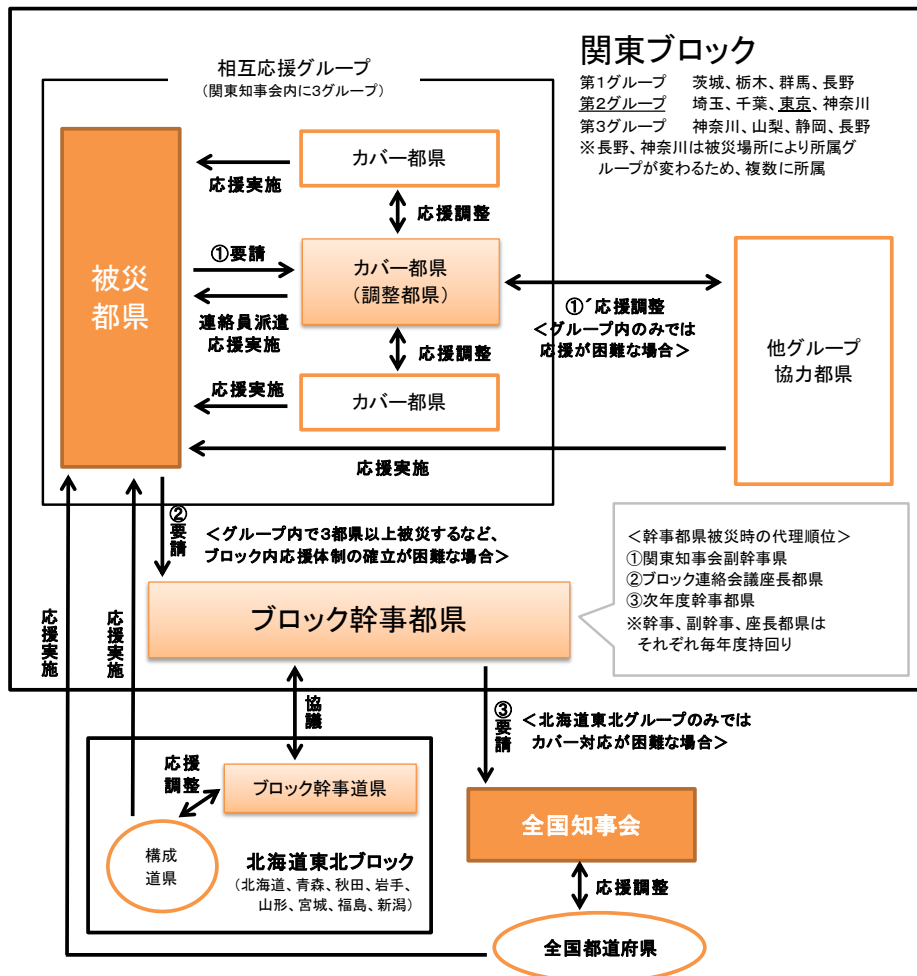
応援を要請する。

③ 幹事県への応援要請

首都圏地域において3以上の都県が被災するなど、ブロック内応援体制の確立が困難な場合は、上記①及び②の例によらず、都は関東地方知事会の幹事県に対して災害・被害情報等を報告するとともに、文書又は口頭により応援を要請する。

なお、グループ内に非被災県がある場合は、都が関東地方知事会の幹事県に対して直接要請を行った旨を情報提供する。

<全国知事会の広域応援スキームの概要>



(2) 九都県市（関西広域連合）

① 災害・被害情報の報告

都は都内各地の震度（地震災害の場合）、被害状況、災害対策本部の設置状況等を応援調整県市へ報告する。応援調整県市には、被災地の支援ニーズを把握し、応援内容等の調整を図るため、応援調整本部が設置される。

② 応援調整県市への応援要請

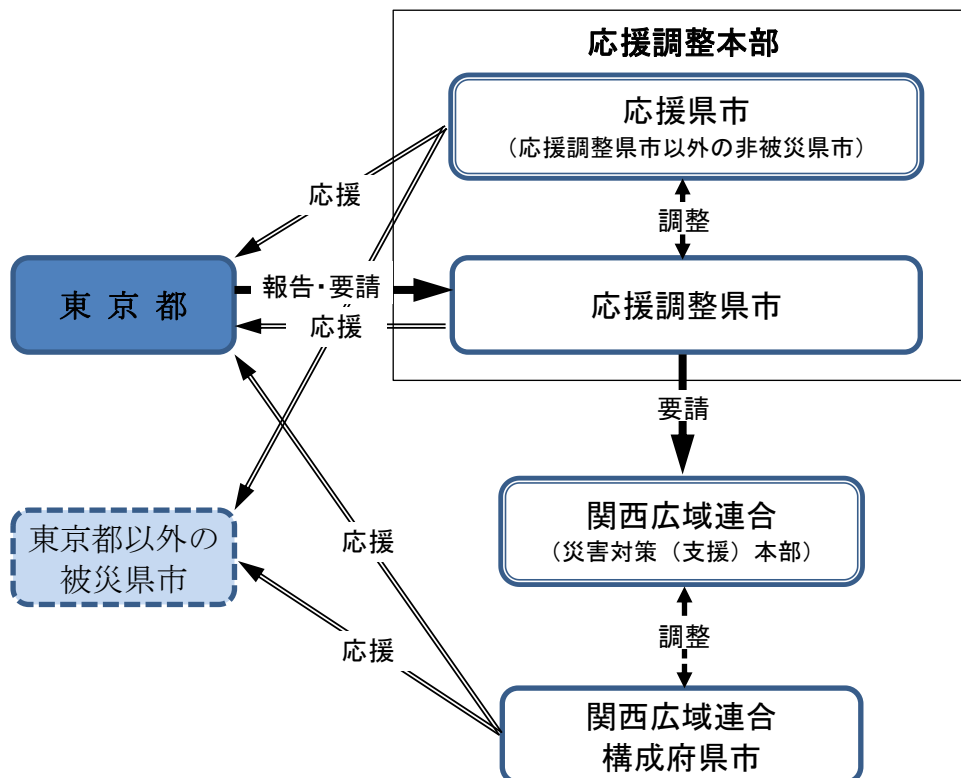
都は文書又は口頭により、協定実施細目に定める応援調整県市（第1順位は

埼玉県及びさいたま市) に対して、応援を要請する。

③ 関西広域連合への応援要請

首都圏において2都県地域以上が被災する等、九都県市相互応援では対応しきれないと判断した場合、上記①及び②の例によらず、応援調整本部を都に設置した上で、都は関西広域連合に対し、連絡員の派遣、応援体制、応援内容の調整等についての応援要請を行う。

<九都県市及び関西広域連合からの受援のイメージ>



(3) 21大都市

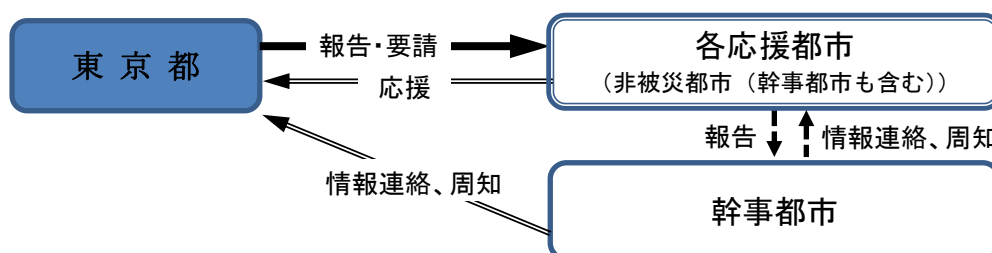
① 災害・被害情報の報告

都は都内各地の震度(地震災害の場合)、被害状況、災害対策本部の設置状況等について、応援を要請すべき各都市に報告する。

② 応援都市への応援要請

都は文書又は口頭により、各応援都市に対して応援を要請する。

<21大都市による受援のイメージ>



5 国への応援要請

都は、広域応援協定団体への応援要請を行ってもなお、十分な災害応急対策を講じることができないと判断した場合は、災害対策基本法第74条の2の規定に基づき、国に対して他の道府県へ応援することを求めるよう要請する。

6 広域応援協定団体等との連携・支援

(1) 広域応援協定団体等の情報連絡員の受入れ

都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体等の情報連絡員が到着するまでの間に、情報連絡員の活動場所や資機材等を確保するとともに、広域応援協定団体等と調整し、都本部への受入れを行う。

(2) 受援応援調整会議（仮称）の開催

都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体等の情報連絡員が円滑に人的、物的支援ニーズの把握や連絡調整、災害対応等が行えるよう「受援応援調整会議（仮称）」を開催し、被害状況、救出救助機関や広域応援協定団体等の活動状況、都及び被災区市町村の対応状況等の情報共有を図る。

会議には、都本部（国・他縣市等広域調整部門）及び広域応援協定団体等の情報連絡員、必要に応じて都本部関係部門等の出席を求め、1日に1から2回程度開催する。

7 人的受援応援に係る都及び区市町村の役割

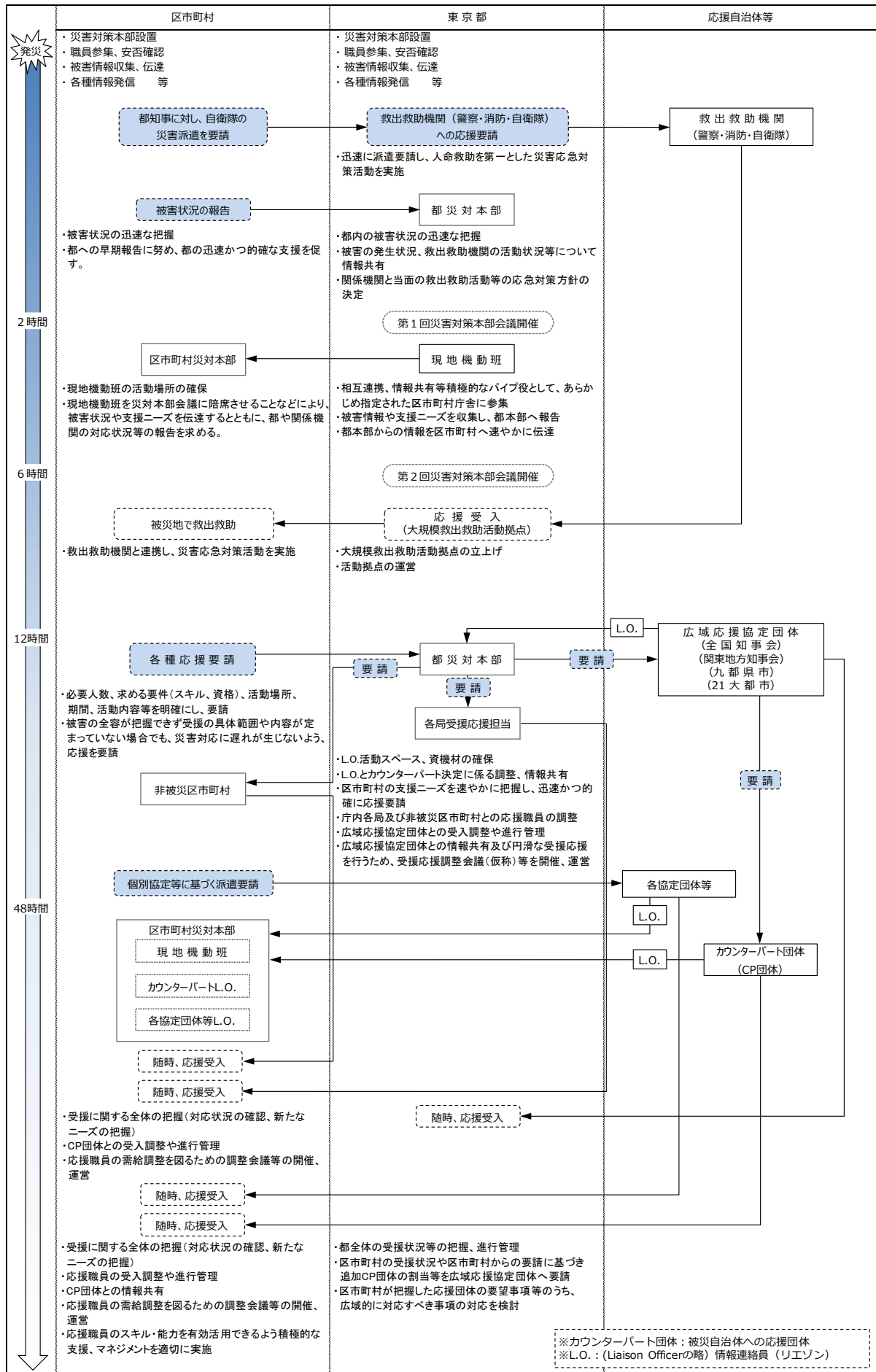
(1) 都の役割

都は、被災区市町村からの人的支援の需給状況の全体を把握するとともに、国や広域応援協定団体などとの連絡調整を行い、人的支援の情報管理、受援調整を適切に実施する。

(2) 区市町村の役割

区市町村は、人的支援ニーズを把握し、都及び個別協定団体に対して応援要請を行うとともに、応援の受入れに関する庁内調整を実施し、都及び非被災区市町村並びに応援自治体等の職員の受入れを円滑に実施する。

<人的受援応援に係る主な役割・業務>



8 人的受援応援に係る手続

(1) 区市町村からの要請に基づく受援応援手続

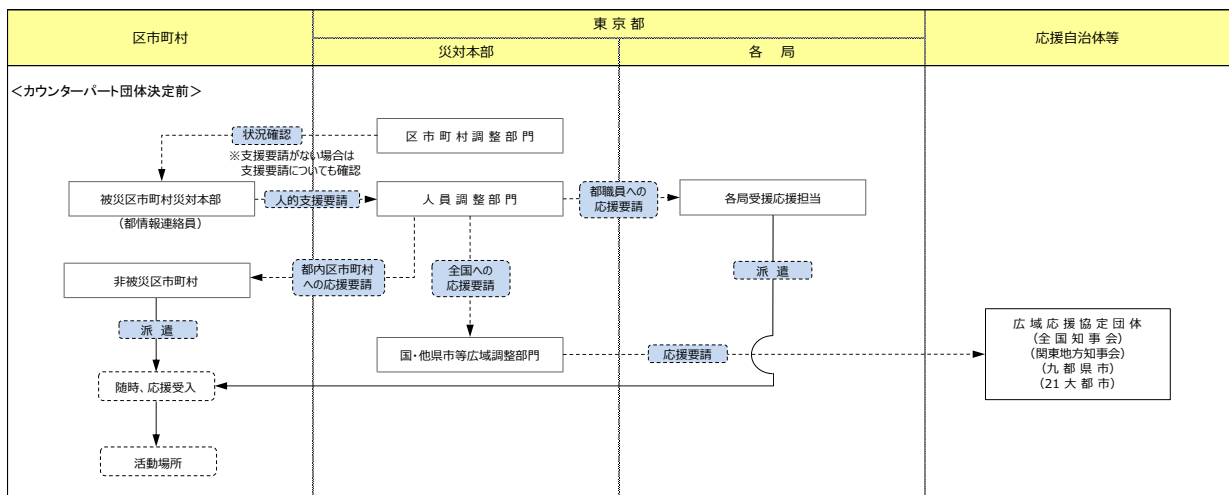
熊本地震においては、被災市町村ごとにカウンターパート団体を定め、割り当てられた応援担当県等が被災地のニーズを把握して応援を行い、応援職員の派遣を行うことが困難な場合に、全国スキームによる支援が行われた。

このため、区市町村からの要請に基づく受援応援手続は、カウンターパート方式とこれを補完する全国スキームを想定し、行うこととする。

① カウンターパート団体決定前の手続

都本部（人員調整部門）は、被災区市町村の人的支援ニーズに迅速に応えるため、各局や非被災区市町村に対して応援要請を行い、職員の派遣調整を実施する。

<区市町村からの要請に基づく受援応援手続【カウンターパート団体決定前】>



※カウンターパート団体：被災自治体への応援団体

<応援要請手順>

ア 都本部への応援要請

被災区市町村は、応援要請を行うに当たり、職員の参集状況や災害対応状況等を踏まえ、「応援要請シート」（別冊資料「様式1-1」参照）により都本部（人員調整部門）へ応援を要請する。

その際、以下の点を可能な限り明確に記載するよう努める。

- ・要請人数
- ・期間
- ・集合場所
- ・活動内容
- ・活動場所
- ・応援職員に求める要件（職種、資格、経験）
- ・必要な資機材等

なお、被害状況の把握ができず、具体的な要請内容の記載が困難な場合は、速やかに包括的な応援要請を行うこととし、「応援要請シート」を提出するいとまがないときは、電話等により要請し、後日速やかに提出する。

イ 都庁内・区市町村間での応援人員の調整

都本部（人員調整部門）は、上記アにおいて要請内容を把握した後、各局及び非被災区市町村と調整し、それぞれの応援職員の人数について、割り振りをを行う。

なお、被災区市町村から専門職種の派遣等、都本部（人員調整部門）以外で対応する応援要請の依頼を受けた場合は、所管となる各局災害対策本部等へ取り次ぎ、各局災害対策本部等は決められたスキームに基づき応援要請を行う。

ウ 都本部による広域応援協定団体への応援要請

都本部（人員調整部門）は、被災区市町村の応援要請が各局及び非被災区市町村の応援職員だけでは対応が困難と見込まれる場合は、都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じて、広域応援協定団体に対し、被災区市町村へのカウンターパート団体を決定するための調整を実施する。

エ 被災区市町村に対する都及び非被災区市町村の応援職員の決定

上記イで割り振られた人数を基に、非被災区市町村及び各局は、被災区市町村に対するそれぞれの応援職員を決定する。

オ 都本部による被災区市町村への応援要請結果の報告

被災区市町村への応援職員の派遣人数等を決定した場合、都本部（人員調整部門）は、被災区市町村から提出された「応援要請シート」（別冊資料「様式1-1」参照）に派遣人数、派遣団体名、到着日時等、必要事項を記入し、派遣要請結果を報告するとともに、受援状況報告書の報告時期を決定し、被災区市町村へ通知する。

カ 被災区市町村による都本部への応援職員受入の報告等

応援職員の到着後、被災区市町村の受入担当部署は「応援職員等名簿」（別冊資料「様式2」参照）を作成し、区市町村災害対策本部を経由して、都本部（人員調整部門）へ「受援状況報告書」（別冊資料「様式3-1」参照）により報告する。

応援職員等名簿は応援職員の受入れの都度作成するとともに、受援状況報告書の情報を定期的に更新し、都本部（人員調整部門）の指定した報告時期に合わせて活動状況を報告する。

キ 被災区市町村による応援職員の活動場所への派遣

被災区市町村の受入担当部署は、応援職員に対して被災状況、業務内容、担当区域等に係るガイダンス等を行い、各活動場所へ派遣する。

ク 応援職員が円滑に活動するための態勢整備

応援職員は複数の自治体から派遣され、別個に活動することも想定される

ため、各業務の運営に関しては、原則、被災区市町村が応援職員と毎朝ミーティングを行い、当日の行動計画を伝達するとともに、業務終了後などに業務の進捗状況、課題及び被災状況等を共有し、翌日の行動計画を決定する。

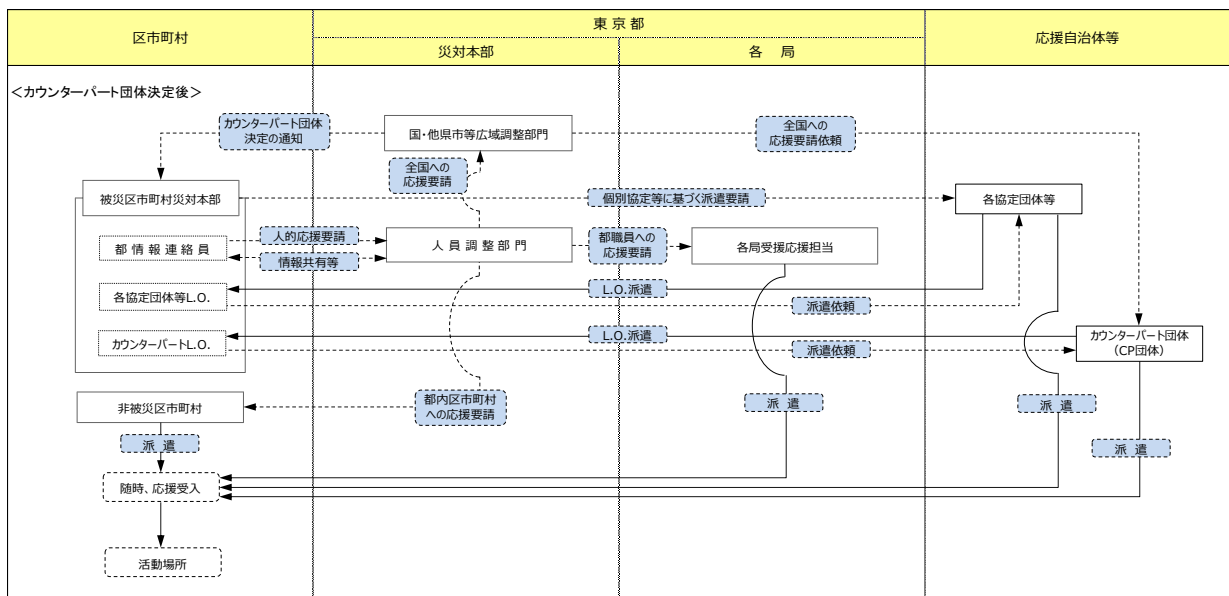
ケ 被災区市町村による調整会議の実施

被災区市町村は、当該区市町村の受援担当者と都の情報連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を図る。

② カウンターパート団体決定後の手続

被災区市町村に対するカウンターパート団体の決定は、都本部（国・他県市等広域調整部門）から通知する。カウンターパート団体決定後は、応援職員の具体的な調整はカウンターパート団体と被災区市町村が実施する。

<区市町村からの要請に基づく受援応援手続【カウンターパート団体決定後】>



※カウンターパート団体：被災自治体への応援団体
 ※L.O.：（Liaison Officerの略）情報連絡員（リエゾン）

<応援受入手順>

ア 都本部による被災区市町村への応援要請結果の報告

被災区市町村のカウンターパート団体や応援職員の派遣団体及び派遣人数等が決まった場合、都本部（人員調整部門）は、被災区市町村から要請のあった「応援要請シート」（別冊資料「様式1-1」参照）に派遣人数、派遣団体名、到着日時等、必要事項を記入し、区市町村災害対策本部等へ派遣要請結果を報告する。

イ 被災区市町村による都本部への応援職員受入の報告等

応援職員の到着後、被災区市町村の受入担当部署は「応援職員等名簿」（別

冊資料「様式2」参照)を作成し、区市町村災害対策本部を經由して、都本部(人員調整部門)へ「受援状況報告書」(別冊資料「様式3-1」参照)により報告する。

応援職員等名簿は応援職員の受入れの都度作成するとともに、受援状況報告書の情報を定期的に更新し、都本部(人員調整部門)の指定した報告時期に合わせて活動状況を報告する。

ウ 被災区市町村による応援職員の活動場所への派遣

被災区市町村の受入担当部署は、応援職員に対して被災状況、業務内容、担当区域等に係るガイダンス等を行い、各活動場所へ派遣する。

エ 応援職員が円滑に活動するための態勢整備

応援職員は複数の自治体から派遣され、別個に活動することも想定されるため、各業務の運営に関しては、原則、被災区市町村が応援職員と毎朝ミーティングを行い、当日の行動計画を伝達する。また、業務終了後などに業務の進捗状況、課題及び被災状況等を共有し、翌日の行動計画を決定する。

オ 被災区市町村による調整会議の実施

被災区市町村は、当該区市町村の受援担当者、都及びカウンターパート団体の情報連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を図る。

カ 都本部による広域応援協定団体への追加応援要請

被災区市町村からの追加の人的応援要請等により、都本部(人員調整部門)が当初決定されたカウンターパート団体だけでは、被災区市町村への人的支援を十分に行えないと判断した場合、都本部(国・他縣市等広域調整部門)を通じて、カウンターパート団体等と調整し、不足する応援職員の追加応援要請を依頼する。

③ プッシュ型人的支援

災害発生時の人的支援は、被災区市町村からの要請に基づき行うことを原則としているが、被災区市町村の被害状況等が甚大で要請を行えない場合は、都本部(人員調整部門)は、被災区市町村からの要請が無くとも人的支援に係る総合調整を実施する。都がプッシュ型人的支援を行う場合は、被災区市町村からの応援要請があったものとみなすこととする。

④ 災害対応派遣要員

都は、発災時に被災区市町村へ適切な人材を迅速に派遣するため、プッシュ型人的支援を行う場合等に備えて、平時から条件に見合う職員を災害対応派遣要員として、あらかじめ派遣候補者の名簿をリスト化する。

都本部(人員調整部門)は、登載された職員の中から、職員の被災状況や所属局の非常時優先業務への割当状況等を総合的に判断し、非常配備態勢又は特

別非常配備態勢が発令された際に活動拠点で応急対策業務に従事する現地機動班要員とは別に、災害対応派遣要員の被災区市町村への派遣を決定する。

<災害対応派遣要員>

種類	役割	派遣時期
現地調整要員	被災区市町村の被災状況、支援ニーズを収集するとともに、被災区市町村とカウンターパート団体間の調整等に関するなど、マネジメントを支援	概ね4日目以降
被災区市町村要請業務支援要員	避難所運営や建物被害調査等、道路・河川等復旧業務など、災害対応経験を活かし、被災区市町村の要請業務に従事	要請に基づき順次派遣
被災区市町村災害対策本部支援要員	被災区市町村の災害対策本部に入り、本部運営のマネジメントを支援	発災直後 〔災害が甚大で、当該区市町村災害対策本部のマネジメント機能が麻痺している場合〕

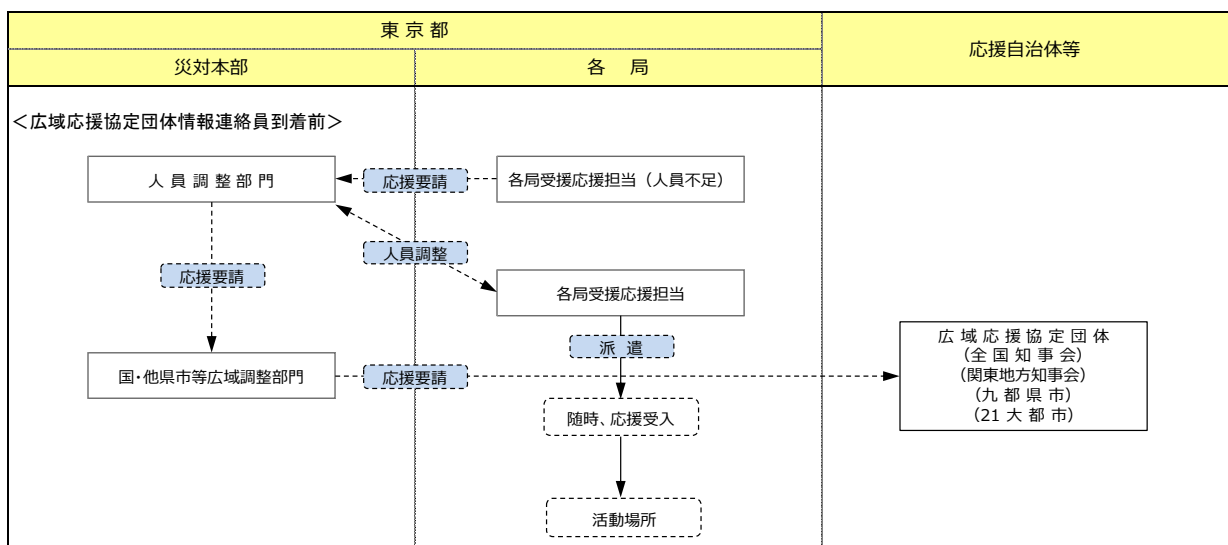
(2) 各局からの要請に基づく受援応援手続

各局は、職員参集率や職員の災害対応の状況、被災区市町村への応援職員の派遣等により、災害対応業務の人員が不足することが明らかな場合は、都本部（人員調整部門）に応援要請を行う。

① 広域応援協定団体情報連絡員到着前の手続

都本部（人員調整部門）は、庁内の人的支援ニーズに迅速に 대응するため、各局間で応援が可能な場合は、応援可能な局に応援要請を行う等の水平調整を実施する。

<各局からの要請に基づく受援応援手続【広域応援協定団体情報連絡員到着前】>



＜応援要請手順＞

ア 都本部への応援要請

各局において、職員の参集状況や災害対応状況等を踏まえ、応援職員の受入れが必要と認める場合には、「応援要請シート」（別冊資料「様式1-2」参照）により都本部（人員調整部門）へ要請する。

その際、以下の点を可能な限り明確に記載するよう努める。

- ・要請人数
- ・期間
- ・集合場所
- ・活動内容
- ・活動場所
- ・応援職員に求める要件（職種、資格、経験）
- ・必要な資機材等

なお、各局が締結する個別協定等により受援応援が完結する業務については、支援要請の実施を含め、各局受援応援担当で対応することとし、その活動状況について定期的に都本部（人員調整部門）に「受援状況報告書」（別冊資料「様式3-2」参照）により報告する。

イ 都本部による応援人員の調整

都本部（人員調整部門）は、上記アにおいて要請内容及び各局の人員状況を把握した後、各局と調整し、応援職員の人数について、割り振りを行う。

ウ 都本部による広域応援協定団体への応援要請

都本部（人員調整部門）は、各局の応援要請が庁内の応援職員だけでは対応が困難と見込まれる場合は、都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じて、広域応援協定団体に対し、都への応援職員の派遣を決定するための調整を実施する。

エ 要請局に対する都の応援職員の決定

上記イで割り振られた人数を基に、各局は要請局への応援職員を決定する。

オ 都本部による要請局への応援要請結果の報告

要請局への応援職員の派遣人数等を決定した場合、都本部（人員調整部門）は、要請局から提出された「応援要請シート」（別冊資料「様式1-2」参照）に派遣人数、派遣局名等、必要事項を記入し、派遣要請結果を報告するとともに、受援状況報告書の報告時期を決定し、要請局へ通知する。

カ 要請局による都本部への応援職員受入の報告等

応援職員の到着後、要請局の受援応援担当は「応援職員等名簿」（別冊資料「様式2」参照）を作成し、都本部（人員調整部門）へ「受援状況報告書」（別冊資料「様式3-2」参照）により報告する。

応援職員等名簿は応援職員の受入れの都度作成するとともに、受援状況報告書の情報を定期的に更新し、都本部（人員調整部門）の指定した報告時期

に合わせて活動状況を報告する。

キ 要請局による応援職員の活動場所への派遣

要請局の受援応援担当は、応援職員に対して被災状況、業務内容、担当区域等に係るガイダンスを行い、各活動場所へ派遣する。

ク 応援職員が円滑に活動するための態勢整備

応援職員は各局から派遣され、別個に活動することも想定されるため、各業務の運営に関しては、原則、要請局の受入担当部署が応援職員と毎朝ミーティングを行い、当日の行動計画を伝達する。また、業務終了後などに業務の進捗状況、課題及び被災状況等を共有し、翌日の行動計画を決定する。

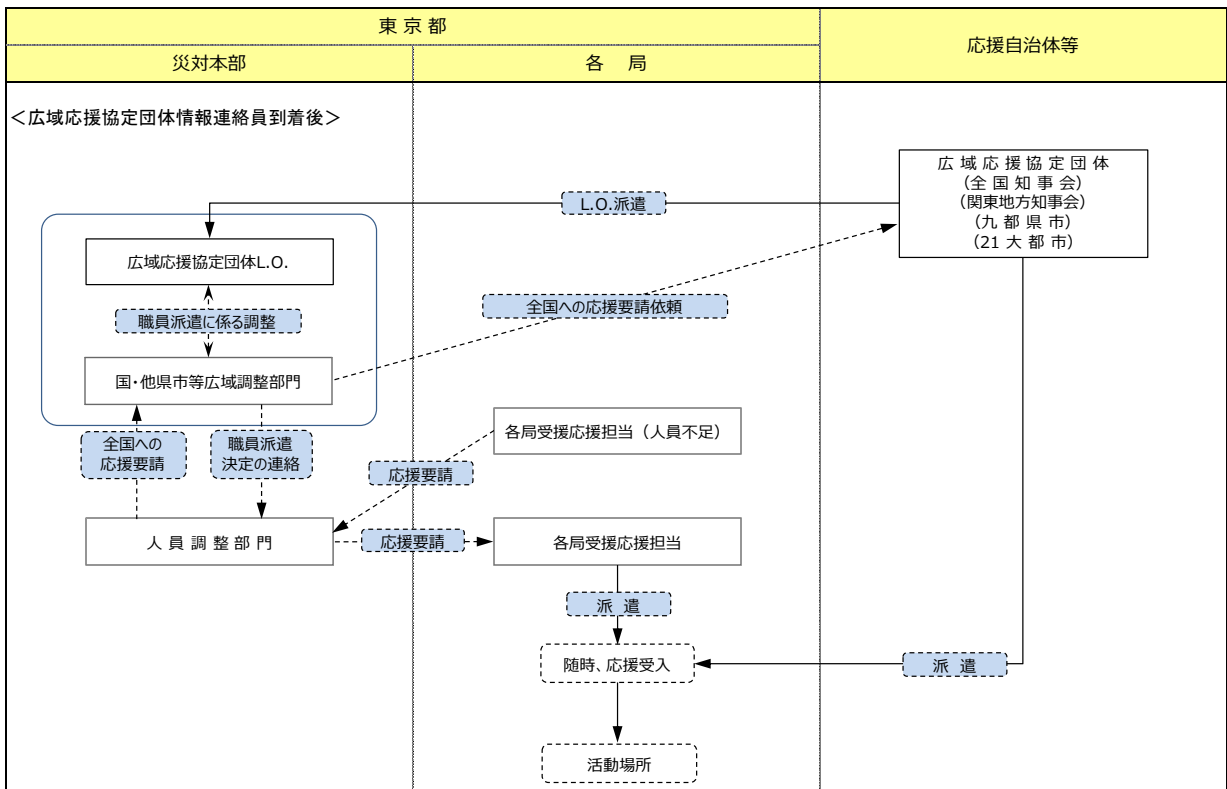
ケ 都本部による調整会議の実施

都本部（人員調整部門）と要請局の受援応援担当間で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を図る。

② 広域応援協定団体情報連絡員到着後の手続

広域応援協定団体における情報連絡員到着後は、応援職員の具体的な調整は都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じ、広域応援協定団体と都本部（人員調整部門）が行う。

<各局からの要請に基づく受援応援手続【広域応援協定団体情報連絡員到着後】>



※L.O.：（Liaison Officer の略）情報連絡員（リエゾン）

＜応援受入手順＞

ア 都本部による要請局への応援要請結果の報告

都への応援職員の派遣団体及び派遣人数等が決まった場合、都本部（人員調整部門）は、要請局から提出のあった「応援要請シート」（別冊資料「様式1－2」参照）に必要事項を記入し、要請局へ派遣要請結果を報告する。

イ 要請局による都本部への応援職員受入の報告等

応援職員の到着後、要請局の受援応援担当は「応援職員等名簿」（別冊資料「様式2」参照）を作成し、都本部（人員調整部門）へ「受援状況報告書」（別冊資料「様式3－2」参照）により報告する。

応援職員等名簿は応援職員の受入れの都度作成するとともに、受援状況報告書の情報を定期的に更新し、都本部（人員調整部門）の指定した報告時期に合わせて活動を報告する。

ウ 要請局による応援職員の活動場所への派遣

要請局の受援応援担当は、応援職員に対して被災状況、業務内容、担当区域等に係るガイダンスを行い、各活動場所へ派遣する。

エ 応援職員が円滑に活動するための態勢整備

応援職員は複数の自治体から派遣され、別個に活動することも想定されるため、各業務の運営に関しては、原則、要請局の受入担当部署が応援職員と毎朝ミーティングを行い、当日の行動計画を伝達する。また、業務終了後などに業務の進捗状況、課題及び被災状況等を共有し、翌日の行動計画を決定する。

オ 都本部による調整会議の実施

都本部（人員調整部門）は、要請局の受援応援担当及び派遣団体側の責任者等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を図る。

カ 都本部による広域応援協定団体への追加応援要請

要請局からの追加の人的応援要請等により、都本部（人員調整部門）が当初決定された広域応援協定団体だけでは、都への人的支援を十分に行えないと判断した場合、都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体等と調整し、不足する応援職員の追加応援要請を依頼する。

9 大規模災害時に想定される主な受援応援対象業務

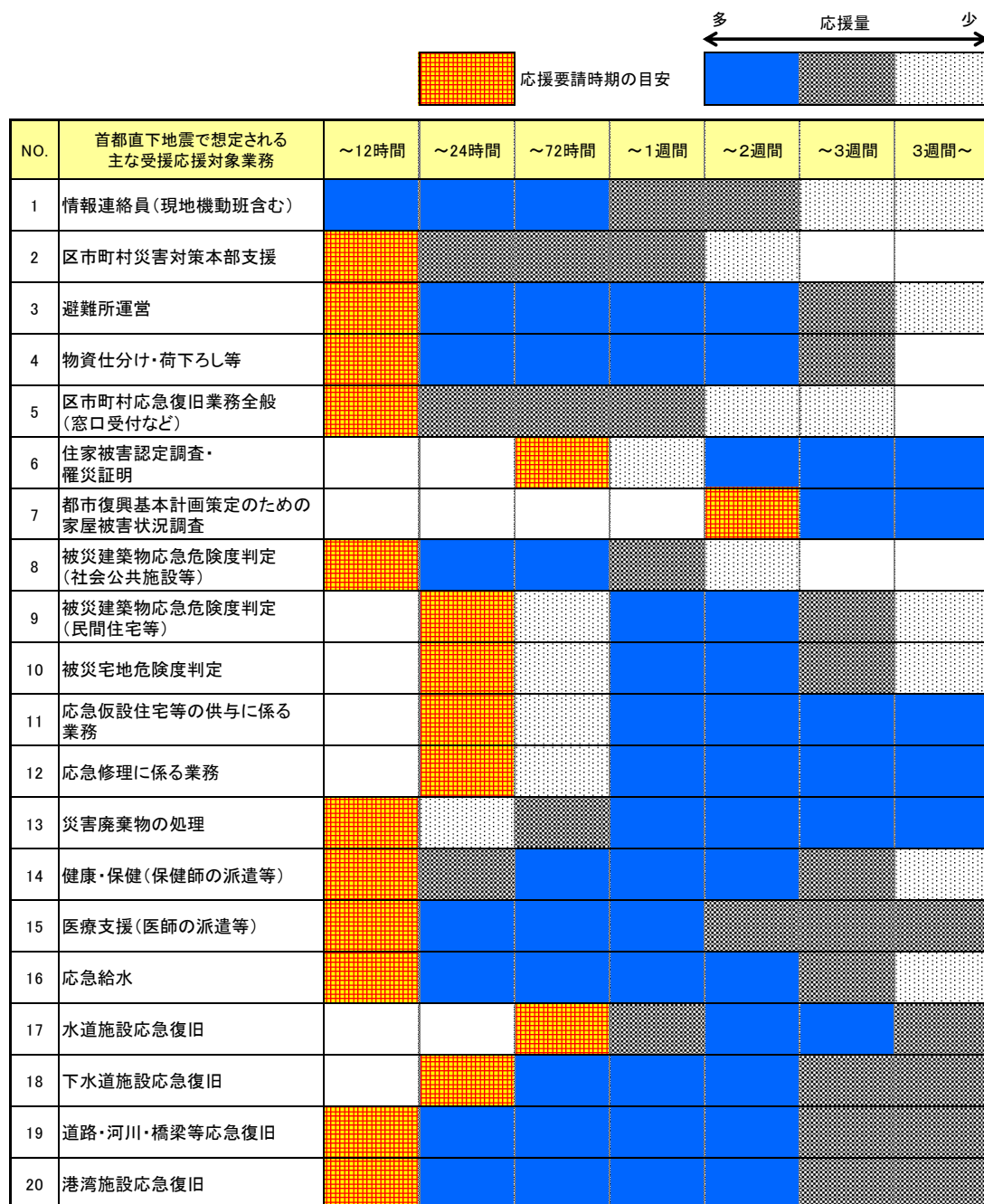
(1) 大規模災害時に想定される時系列を踏まえた主な受援応援対象業務

首都直下地震等の大規模災害発生時に想定される主な受援応援対象業務についてタイムラインを踏まえて整理する。

主な受援応援対象業務は、過去の災害における受援応援の実績を基に作成しているため、発災時における全ての受援応援対象業務を示している訳ではないことに注意する必要がある。

想定される主な受援応援対象業務の概要は、別冊資料を参照。

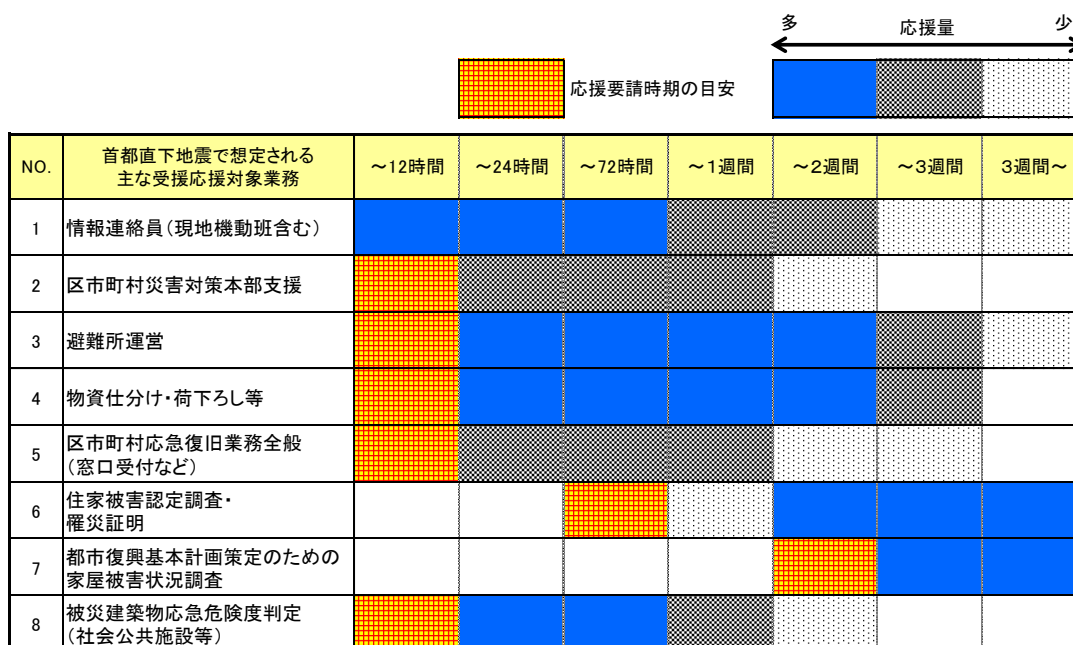
<大規模災害発生時に想定される主な受援応援対象業務とそのタイムライン>



※ 災害時における受援体制に関するガイドライン(仮称)素案における受援対象業務のタイムラインを参考にして、関係部署及び関係機関と調整の上作成

(2) 主に都本部と区市町村災害対策本部との間で調整が必要と考えられる業務

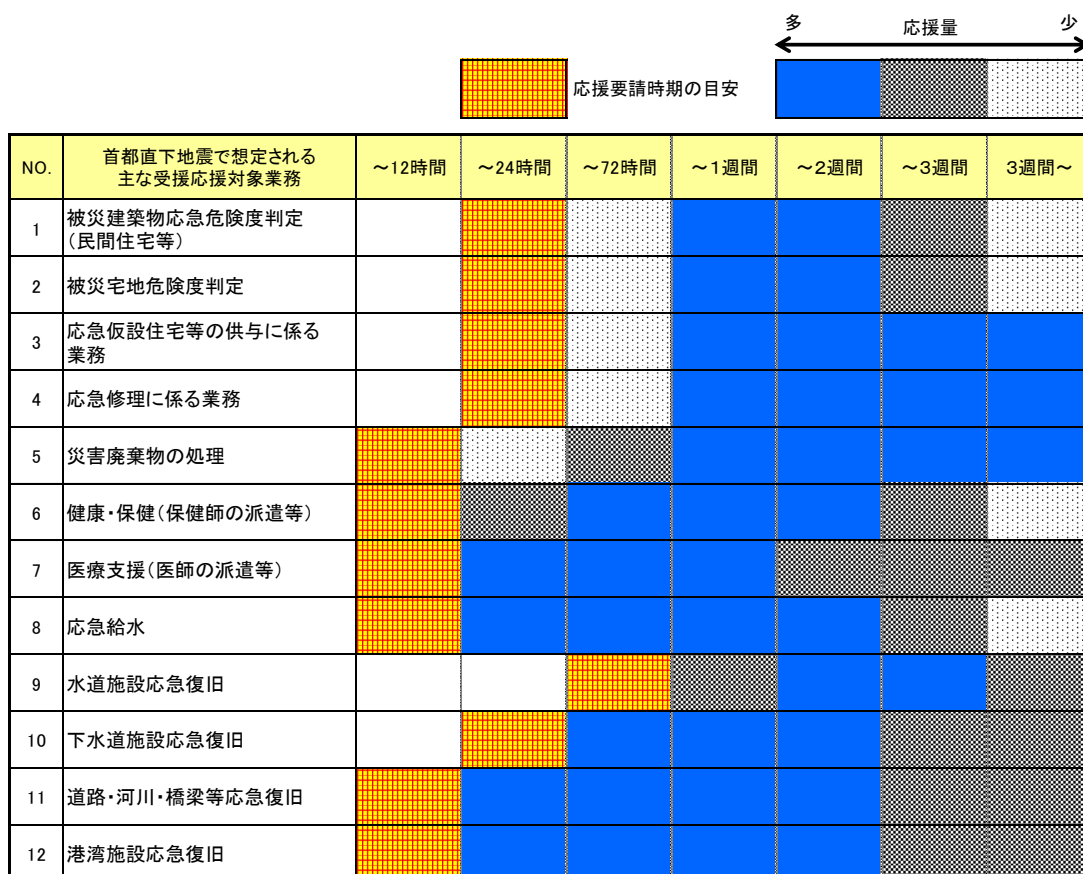
次に掲げる業務は、全国知事会や九都県市等広域応援協定団体との応援職員派遣スキームに基づく業務であると考えられるため、都本部（人員調整部門）等を通じ応援職員の要請を行う。



※ 災害時における受援体制に関するガイドライン(仮称)素案における受援対象業務のタイムラインを参考にして、関係部署及び関係機関と調整の上作成

(3) 主に局災害対策本部と区市町村災害対策本部との間で調整が必要と考えられる業務

次に掲げる業務は、各局の個別の協定等により、応援要請の手続等があらかじめ定めてある場合や専門職種確保の観点から所管の各府省庁が応援職員を調整する業務であると考えられるため、各局災害対策本部等を通じ応援職員の要請を行う。



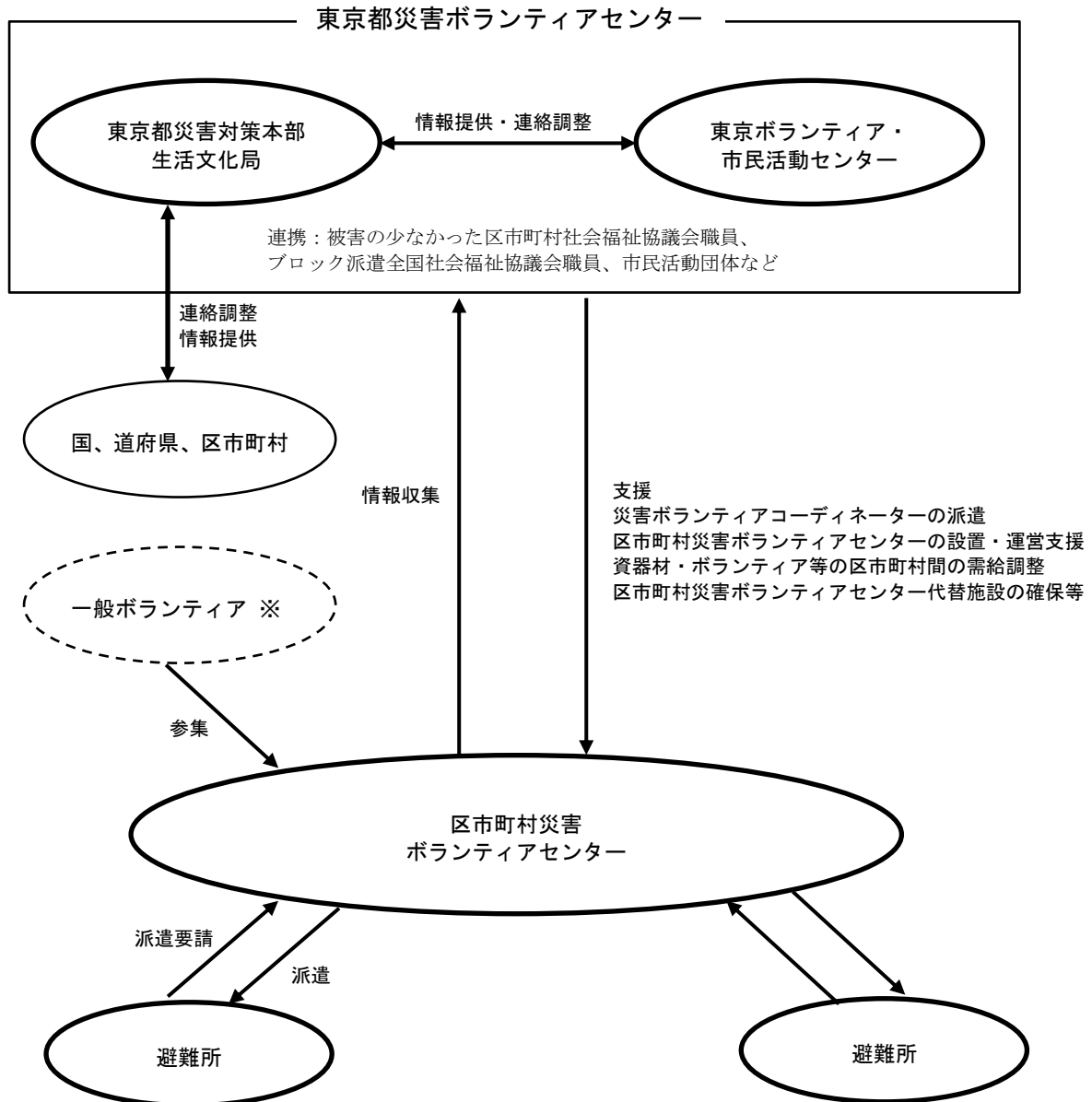
※ 災害時における受援体制に関するガイドライン(仮称)素案における受援対象業務のタイムラインを参考にして、関係部署及び関係機関と調整の上作成

10 ボランティアとの連携・支援

都及び東京ボランティア・市民活動センターは、災害時に協働して東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村等と連携して、一般ボランティアが被災自治体のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援を行う。

生活文化局都民生活部は、東京都災害ボランティアセンターの設置及び運営支援を担い、都内外の被災状況の情報収集や国・道府県・区市町村等との連絡調整、区市町村からの要請に基づく、区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資機材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保等を行う。

東京ボランティア・市民活動センターは、東京都災害ボランティアセンターの設置及び運営を担い、市民活動団体と連携して区市町村災害ボランティアセンターを支援するとともに、被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入状況の情報提供等を行う。



※専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営支援やがれき撤去等）ボランティア

第5章 物的受援応援

発災直後は、市場流通機能が麻痺し、必要な物資の購入ができない可能性が高いことから、都では、食料・水・生活必需品について発災後3日間以上の家庭内備蓄を推進している。一方で、家屋の倒壊等により、避難所への避難を余儀なくされる被災者もいることから、都・区市町村が連携して、避難所生活者を対象に3日分の食料・生活必需品を備蓄している。

避難所生活者に対する支援として、発災後3日間は、都・区市町村の備蓄で対応する。都は、都・区市町村の備蓄物資が不足する場合や発災後4日目以降について、国、協定事業者及び他道府県等（広域応援協定団体等）に対し、物資の支援要請を行う。その際、国等からの支援物資の受入れを行い、区市町村へ輸送する。

なお、発災当初は、被災区市町村において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給の能力が低下すること等から、都は、必要に応じて被災区市町村からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討する（都から区市町村に向けたプッシュ型支援）。

また、国においても、都及び区市町村の備蓄物資が発災後数日で枯渇することを踏まえ、都の具体的な要請を待たずに、発災後4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を輸送する（国から都に向けたプッシュ型支援）。

都は、区市町村を通じてできる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、国や協定事業者に対し、要請する仕組みに切り替えるものとする（プル型支援）。

道路閉塞等により陸上輸送が困難な場合、又は一度に大量の物資を輸送する場合には、水上輸送、海上輸送、航空輸送ルートを検討する。

<プッシュ型支援とプル型支援物資供給>

	プッシュ型	プル型
定義	支援物資の <u>ニーズ情報が十分に得られない被災地</u> へ、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給する場合の輸送方法	支援物資の <u>ニーズ情報が十分に得られる被災地</u> へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資支援の場合の輸送方法
業務概要	被災直後など、被災地から物資要請やニーズ情報が到着しない状況でも、概ねの被害状況などを踏まえて、現地では要望が発生していると予想される支援物資を緊急に送り込む。被災者数や引き渡し場所などの可能な限りの入手情報などに基づき、支援物資を確保し、供給する。	被災地からの物資要請やニーズ情報に基づいて、物資の内容、引き渡し場所などを誤りなく把握したうえで、それに基づいて支援物資を確保し、供給する。

「支援物資供給の手引き（平成25年9月）」国土交通省 国土交通政策研究所より抜粋

1 都及び関係機関等の対応

(1) 都

都は発災時には、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都本部の下に物資・輸送調整チームを設置する。物資・輸送調整チームは、都庁各局や関係団体、事業者等で構成する。

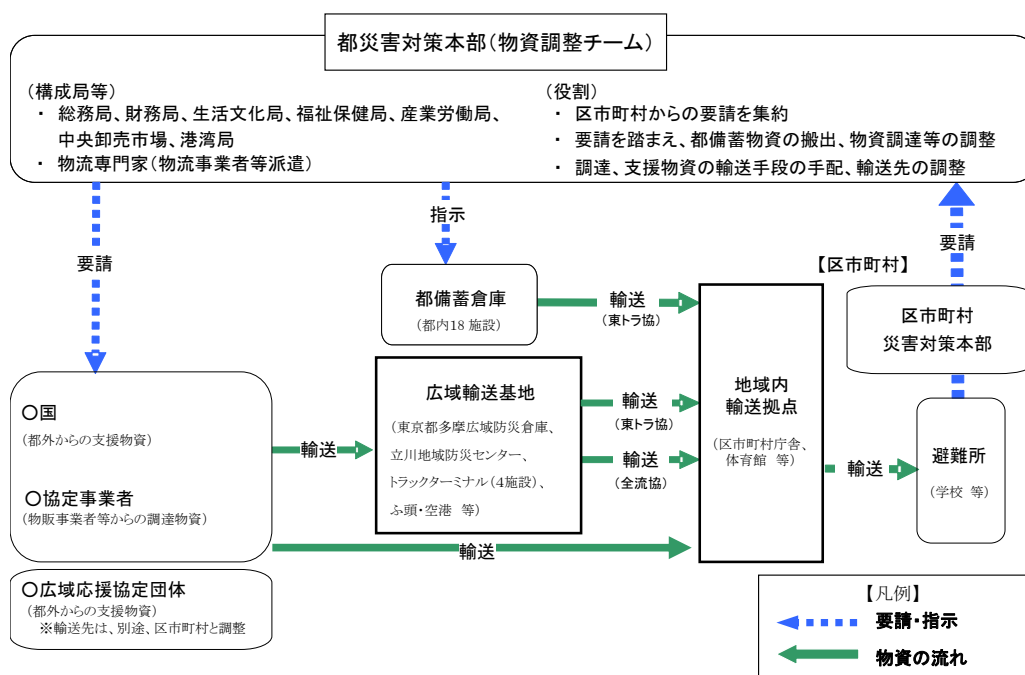
都は、発災後、都備蓄倉庫から区市町村が設置する地域内輸送拠点へ都備蓄物資を供給する。また、国や道府県等の支援物資を受け入れる広域輸送基地（東京都多摩広域防災倉庫、東京都立川地域防災センター、トラックターミナル、埠頭、空港等）の開設を行う。

物資・輸送調整チームにおける構成局・主な役割は以下のとおりである。

【構成局と主な役割】

- 総務局 : 国（緊急災害対策本部・現地対策本部）との連絡調整、物販事業者（小売事業者等）への物資調達の要請
- 財務局 : 物資等の輸送に必要な車両の調達、緊急通行車両確認標章の発行
- 生活文化局 : 東京都生活協同組合連合会から応急生活物資の調達
- 福祉保健局 : 救助物資の備蓄、輸送及び配分、関係局等への調達の依頼
- 産業労働局 : 米穀、副食品及び調味料の確保及び調達
- 中央卸売市場 : 生鮮食料品の確保
- 港湾局 : 船舶、ヘリコプター等の調達・配分
- 物流専門家 : 緊急支援物資の保管及び荷役など物流に関する専門的な支援

<災害時における物資等の基本的な流れ>



(2) 国

国は、発災後4日目から7日目までに必要となる支援物資を、遅くとも発災後3日目までに広域輸送基地（東京都多摩広域防災倉庫）にプッシュ型支援を行う。プッシュ型支援終了後は、都の要請に基づき、プル型支援に移行する。

(3) 区市町村

区市町村は、発災後、区市町村備蓄倉庫の備蓄物資を避難所へ輸送し、食料等の配分を行う。都が区市町村備蓄倉庫に配置している都寄託物資については、事前に都の承認を得て、区市町村が輸送し、被災者に給与する。ただし、発災直後等緊急を要すると区市町村が判断した場合は、区市町村による被災者への給与を優先して実施し、事後に都へ報告するものとする。

また、都備蓄物資、国等の支援物資の受入れを行うため、地域内輸送拠点の開設を行う。

(4) 協定事業者

物資輸送に関する協定事業者は、都備蓄倉庫や広域輸送基地から、地域内輸送拠点に輸送する。

また、物資調達に関する協定事業者は、都の求めに応じ速やかに物資を調達し、広域輸送基地及び地域内輸送拠点に輸送する。

(5) 広域応援協定団体

広域応援協定団体は、都の要請に基づき、被災区市町村の支援を行う。広域応援協定団体は、被災区市町村と調整し、地域内輸送拠点や避難所等に支援物資を輸送する。

※広域応援協定団体への応援要請については、P. 19 を参照

<都・関係機関等の物資の種別>

物資種別	発災～3日間	発災4～7日目	発災1週間以降～
都・区市町村 (備蓄物資)	■		
国 (支援物資)		(プッシュ型支援) ■	(プル型支援) ■
協定事業者 (調達物資)		■	■
広域応援協定団体 (支援物資)	■		

2 物資調整の流れ

(1) 発災直後からおおむね3日間の活動

この期間は、都・区市町村の備蓄物資を避難所に供給する。また、4日目以降の物資を確保するため、国による支援物資や協定事業者からの調達物資の調整及び受入れを開始する。

① 物資輸送拠点等の開設・運営

ア 都

都備蓄倉庫及び広域輸送基地の施設・接道の被害状況等を確認し、使用可能な場合は、荷役作業・輸送に関する体制を整備する。また、被災により、広域輸送基地の使用が困難な場合は、代替施設として民間物流施設等の活用を検討する。

イ 区市町村

区市町村備蓄倉庫や、都備蓄物資等の受入拠点である地域内輸送拠点の施設・接道の被害状況等を確認し、使用可能な場合は、荷役作業・輸送に関する体制を整備する。また、地域内輸送拠点の開設状況や被害状況等について、都に報告する。

② 都備蓄物資の配分・輸送

ア 区市町村の必要とする物資の把握

都は、区市町村からの物資の支援要請を取りまとめ、必要な物資の品目・数量を把握する。

なお、区市町村の被災状況などを勘案して必要な物資の品目・数量の把握が困難と判断した場合には、都備蓄物資について、プッシュ型支援を検討する。

イ 都備蓄物資の配分計画の策定

都は、都備蓄物資の数量、区市町村備蓄物資の数量、輸送手段の確保状況等を踏まえ、都備蓄物資の配分計画を策定する。

【都備蓄の品目】

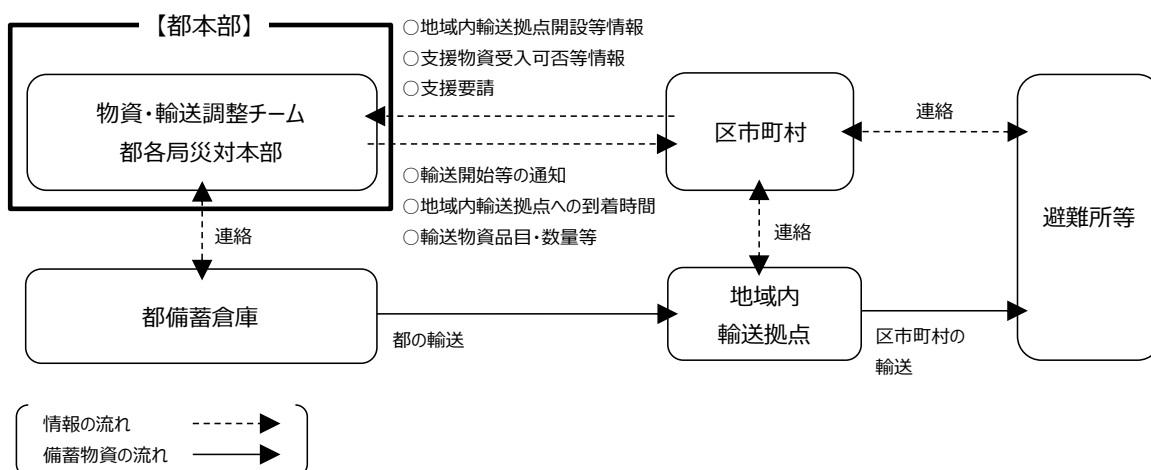
食料（アルファ化米、クラッカー、ショートブレッド、即席めん）、調整粉乳、毛布、敷物、生理用品、小児用おむつ、大人用おむつ等

※水の確保は、給水拠点にて対応

ウ 物資の輸送

都は、区市町村に対し、地域内輸送拠点の受入体制を確認した上で、上記イの物資を区市町村に輸送する。なお、都は、物資を輸送するに当たり、輸送の内容等（輸送品目・数量・地域内輸送拠点への到着時間等）について、区市町村に情報提供する。

<都備蓄物資の流れ>



③ 国の支援物資（プッシュ型支援）への対応

都は、被災状況等を踏まえ、国に対し、プッシュ型支援の要請を行う。国は、都と調整の上、対象7品目（食料、育児用調整粉乳、乳児・小児用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品）について必要量を算出する。

なお、首都直下地震発生時、国は「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日策定）（以下「具体計画」という。）に定める供給計画に基づき、プッシュ型支援を実施する（発災後の被害状況により、必要な場合には、都と調整の上、必要量を修正する。）。具体計画に定める品目・数量は以下のとおり。

<具体計画におけるプッシュ型支援の品目及び数量>

食料	育児用調整粉乳	乳児・小児用おむつ	大人用おむつ	携帯トイレ 簡易トイレ
28,441,600 食	10,454 k g	1,748,688 枚	379,222 枚	15,665,105 回

ア 国の支援物資（プッシュ型支援）の受入れ

都は、国により調達・輸送される支援物資について、広域輸送基地にて受入れを行う。

イ 区市町村の必要とする物資の把握

都は、区市町村からの物資の支援要請を取りまとめ、必要な物資の品目・数量を把握する。

ウ 国の支援物資の配分計画の策定

都は、都備蓄物資の数量、区市町村備蓄物資の数量、輸送手段の確保状況等を踏まえ、国の支援物資について、配分計画を策定する。

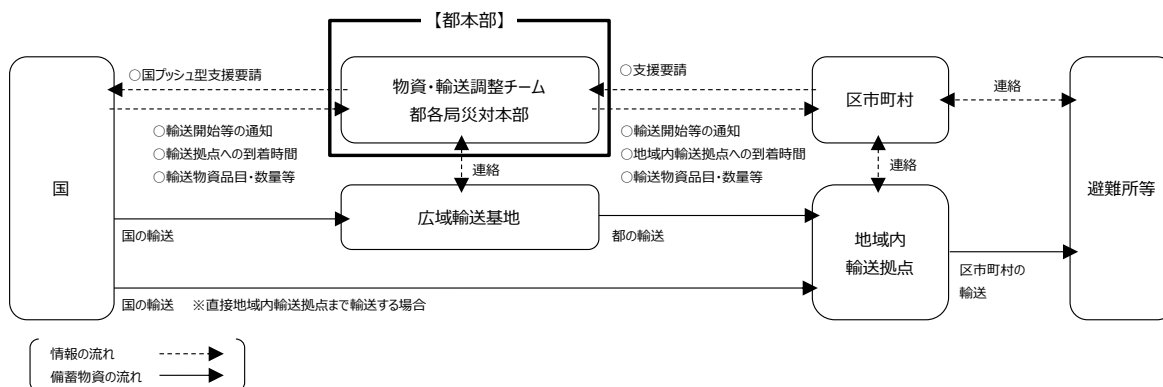
エ 国の支援物資の輸送

都は、区市町村の地域内輸送拠点の受入体制を確認した上で、上記ウの物

資を区市町村に輸送する。

なお、物資を輸送する際には、輸送の内容等（輸送品目・数量・地域内輸送拠点への到着時間等）について、区市町村に情報提供する。

<国によるプッシュ型支援による物資の流れ>



④ 協定事業者からの調達物資

物資調達に関する協定事業者は、都の求めに応じ被害状況等の報告を行い、都の要請に基づき、物資調達の調整を行う。

(2) 発災後おおむね4日目から7日目までの活動

この期間は、国のプッシュ型支援による物資の受入れ、区市町村への配分・輸送が本格化する。また、プル型支援への切替えに向けて、区市町村の支援要請を集約する時期でもある。国のプッシュ型支援による物資の供給を優先しつつ、区市町村から、これら以外の物資品目について物資調達の要請がきた場合は、可能な限り対応する。

① 国の支援物資（プッシュ型支援）への対応

手順は、上記（1）、③と同じ。

② 区市町村からの要請に基づく都による物資調達（プル型支援）

ア 区市町村の必要とする物資の把握

都は、区市町村からの物資調達の要請を取りまとめ、必要な物資の品目・量を把握する。

イ 国・協定事業者等への要請

都は、集約した情報を踏まえ、協定事業者へ物資調達の要請を行う。協定事業者からの物資調達や国のプッシュ型支援による物資を勘案しても、さらに供給すべき物資が不足する場合には、国へ物資調達の要請を行う。

なお、要請は、要請元、要請品目・数量、輸送先その他必要な事項を明示して行う。

ウ 調達物資の配分計画の決定

都は、国・協定事業者等からの調達状況を踏まえ、調達物資の配分計画を

策定する。

エ 調達物資の輸送

都は、区市町村等への物資の輸送を行う際には、輸送の内容等（輸送品目・数量・地域内輸送拠点への到着時間等）について、区市町村に情報提供を行う。

（ア）国・協定事業者による物資輸送

上記イにおいて要請した調達物資は、広域輸送基地又は地域内輸送拠点の開設状況、受入体制を確認した上で、各拠点までの輸送を依頼する。

なお、国は、原則として、広域輸送基地まで輸送するものとする。

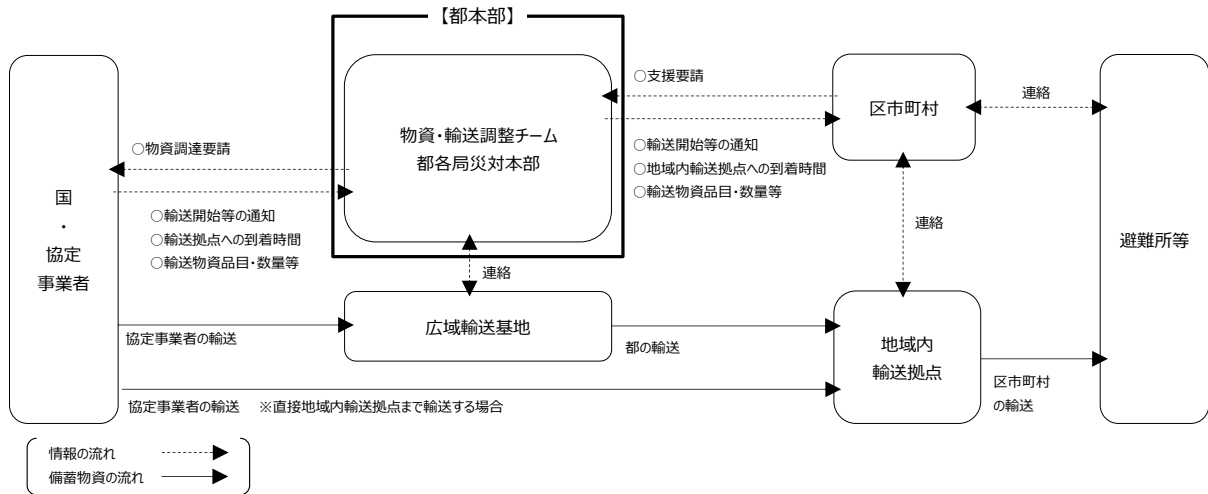
（イ）都による輸送

都は、原則として、広域輸送基地に輸送された物資を受け入れ、地域内輸送拠点までの輸送を行う。

（ウ）区市町村による輸送

区市町村は、地域内輸送拠点に輸送された物資を受け入れ、避難所までの輸送を行う。

<プル型支援による調達物資の流れ>



（3）発災からおおむね1週間以降の活動

この期間は、国によるプッシュ型支援が終了し、プル型支援を実施する時期となる。物資についても、多種多様な品目が必要となる。

① 区市町村からの要請に基づく都による物資調達（プル型支援）

手順は、上記（2）、②と同じ。

3 広域応援協定団体からの支援物資

首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、都は、広域応援協定団体への応援

＜応援要請手順＞

① 都本部への物資応援要請

被災区市町村は、応援要請を行うに当たり、被害状況、避難所開設状況、備蓄数量等を踏まえ、都本部（物資・輸送調整チーム）へDIS（別冊資料「物資要請入力画面（DIS）」参照）を使用して応援を要請する。

＜入力事項＞

- ・連絡先
- ・要請する物資の品目・数量（都備蓄物資の品目は、P39参照）
- ・輸送先（地域内輸送拠点）

また、被災区市町村は、地域内輸送拠点に被害がある場合、可能な限り報告するよう努める。

なお、被災区市町村は、被害状況の把握ができず、具体的な要請が困難な場合には、速やかに包括的な応援要請を行う。また、都は、区市町村の被災状況などを勘案して必要な物資の品目・数量の把握が困難と判断した場合には、都備蓄物資について、プッシュ型支援を検討する。

② 都庁内・協定事業者との輸送手段等の調整

都本部（物資・輸送調整チーム）は、協定所管局（財務局、福祉保健局）を通じて協定事業者へ輸送手段等の確保を要請する。また、協定事業者からは確保が可能な輸送手段等の連絡を受ける。

③ 都備蓄物資の配分計画の策定

都本部（物資・輸送調整チーム）は、上記①・②及び都の全体備蓄量等を踏まえ、都備蓄物資の配分について、割り振りを行う。

④ 協定事業者への輸送手段等の要請

都本部（物資・輸送調整チーム）は、上記③に基づき、協定所管局（財務局、福祉保健局）を通じて協定事業者へ輸送手段等を要請する。

⑤ 被災区市町村への応援要請結果の報告

被災区市町村への支援物資の配分及び輸送手段等を決定した場合、都本部（物資・輸送調整チーム）は、被災区市町村へDIS（別冊資料「物資要請状況確認画面（DIS）」参照）により通知する。

その際、都本部（物資・輸送調整チーム）は、以下の点を可能な限り報告するよう努める。

- ・輸送する物資の品目・数量
- ・出発日時、出発地
- ・地域内輸送拠点への到着予定日・時刻
- ・連絡先 等

⑥ 都備蓄倉庫から地域内輸送拠点への輸送

協定事業者は、地域内輸送拠点へ輸送する。

② 広域輸送基地における物資の受入れ準備

広域輸送基地所管局（総務局、福祉保健局、港湾局）は、広域輸送基地の被害状況等を確認し、開設可能かを判断する。それを踏まえ、都本部（物資・輸送調整チーム）は、物資の受入れを行う広域輸送基地を決定する。

なお、国が行うプッシュ型支援は、遅くとも発災直後から3日目までに支援物資を広域輸送基地に届くよう調整するため、広域輸送基地所管局（総務局、福祉保健局、港湾局）は、速やかに受入体制を整備する。

③ 都本部への物資応援要請

被災区市町村は、応援要請を行うに当たり、被害状況、避難所開設状況、備蓄数量等を踏まえ、都本部（物資・輸送調整チーム）へDIS（別冊資料「物資要請入力画面（DIS）」参照）を使用して応援を要請する。

<入力事項>

- ・連絡先
- ・要請する物資の品目・数量（国支援物資の品目は、P.40参照）
- ・輸送先（地域内輸送拠点）

また、被災区市町村は、地域内輸送拠点に被害がある場合、可能な限り報告するよう努める。

なお、被災区市町村は、被害状況の把握ができず、具体的な要請が困難な場合には、速やかに包括的な応援要請を行う。また、都は、区市町村の被災状況などを勘案して必要な物資の品目・数量の把握が困難と判断した場合には、プッシュ型支援を検討する。

④ 国支援物資の配分計画の策定

都本部（物資・輸送調整チーム）は、被災区市町村の被害状況・備蓄量等を踏まえ、国からの支援物資の配分について、割り振りを行う。

⑤ 協定事業者への輸送手段等の要請

都本部（物資・輸送調整チーム）は、協定所管局（財務局、福祉保健局、港湾局）を通じて協定事業者へ輸送手段等を要請し、広域輸送基地において国からの支援物資を受け入れる。

⑥ 被災区市町村への応援要請結果の報告

被災区市町村への支援物資の配分を決定した場合、都本部（物資・輸送調整チーム）は、被災区市町村へDIS（別冊資料「物資要請状況確認画面（DIS）」参照）により通知する。

その際、都本部（物資・輸送調整チーム）は、以下の点を可能な限り報告するよう努める。

- ・輸送する物資の品目・数量
- ・出発日時、出発地
- ・地域内輸送拠点への到着予定日・時刻
- ・連絡先 等

⑦ 広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送

協定事業者は、広域輸送基地から地域内輸送拠点へ輸送する。

⑧ 被災区市町村による都本部への物資受入の報告等

地域内輸送拠点における支援物資の受入れ完了後、被災区市町村の受入担当部署は、区市町村災害対策本部を経由して、都本部（物資・輸送調整チーム）へ報告する。

⑨ 地域内輸送拠点から避難所への輸送

被災区市町村は、地域内輸送拠点において受け入れた支援物資を避難所に輸送する。

⑩ 今後必要となる物資の確認

被災区市町村は、備蓄品の在庫数量や避難所の開設状況等を踏まえ、今後必要となる物資の品目・数量等について検討する。

⑪ 被災区市町村による調整会議の実施

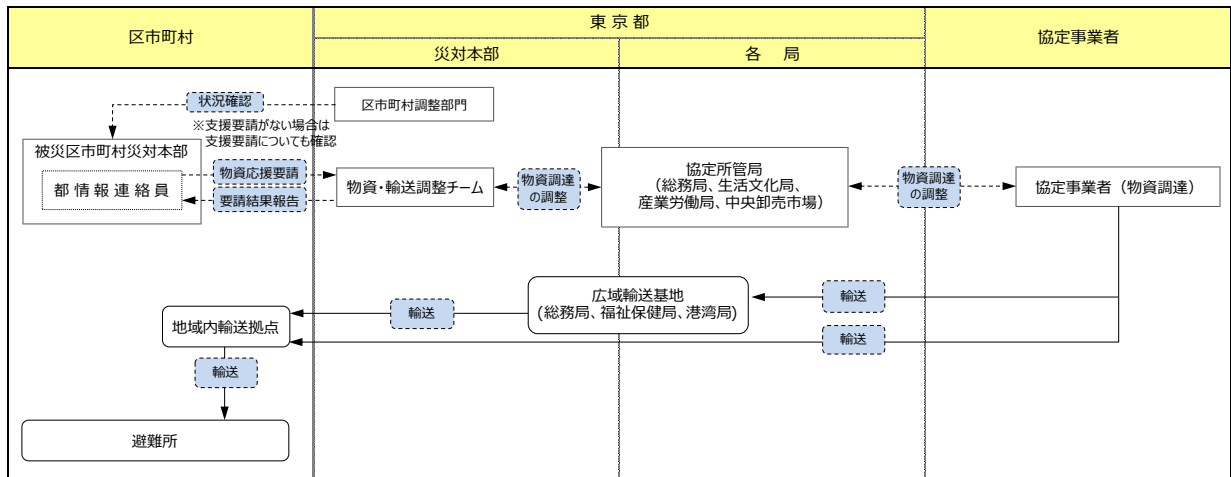
被災区市町村は、当該区市町村の受援担当者と都の情報連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の物資の見通しについて情報共有を図る。

⑫ 都本部への追加応援要請

上記⑩を踏まえ、今後必要な物資の品目・数量等について都本部（物資・輸送調整チーム）に要請を行う。

(3) 協定事業者への調達要請

<協定事業者の調達物資に関する受援応援手続>



<応援要請手順>

① 都本部への物資応援要請

被災区市町村は、応援要請を行うに当たり、被害状況、避難所開設状況、備蓄数量等を踏まえ、都本部（物資・輸送調整チーム）へ応援を要請する。

その際、被災区市町村は、以下の点を可能な限り報告するよう努める。

- ・連絡先

- ・要請する物資の品目・数量
- ・輸送先（地域内輸送拠点）

また、被災区市町村は、地域内輸送拠点に被害がある場合、可能な限り報告するよう努める。

② 都庁内・協定事業者との物資調達の調整

都本部（物資・輸送調整チーム）は、協定所管局（総務局、生活文化局、産業労働局、中央卸売市場）を通じて協定事業者に物資の確保を要請する。また、協定事業者は確保が可能な物資の品目・数量・調達時期等について回答する。

③ 都本部・区市町村間での調達物資の調整

都本部（物資・輸送調整チーム）は、上記①・②及び都の全体備蓄量等を踏まえ、調達物資の配分について、割り振りを行う。

④ 協定事業者への物資調達の要請

都本部（物資・輸送調整チーム）は、協定所管局（総務局、生活文化局、産業労働局、中央卸売市場）を通じて協定事業者に、上記③に基づく物資の調達・輸送を要請する。その際、各被災区市町村へ輸送する物資の品目・数量、輸送先（地域内輸送拠点又は広域輸送基地）について連絡する。

なお、広域輸送基地で受け入れる場合は、その後の地域内輸送拠点への輸送について、別途、協定事業者と調整する。

⑤ 被災区市町村への応援要請結果の報告

被災区市町村への支援物資の配分を決定した場合、都本部（物資・輸送調整チーム）は、被災区市町村へ通知する。

その際、都本部（物資・輸送調整チーム）は、以下の点を可能な限り報告するよう努める。

- ・輸送する物資の品目・数量
- ・出発日時、出発地
- ・地域内輸送拠点への到着予定日・時刻
- ・連絡先 等

⑥ 調達物資の輸送

協定事業者は、指定された輸送先（地域内輸送拠点）に、物資を輸送する。

⑦ 被災区市町村による都本部への物資受入の報告等

地域内輸送拠点における調達物資の受入れ完了後、被災区市町村の受入担当部署は、区市町村災害対策本部を經由して、都本部（物資・輸送調整チーム）へ報告する。

⑧ 地域内輸送拠点から避難所への輸送

被災区市町村は、調達物資を地域内輸送拠点において受け入れた場合、調達物資を避難所に輸送する。

⑨ 今後必要となる物資の確認

被災区市町村は、備蓄品の在庫数量や避難所の開設状況等を踏まえ、今後必

要となる物資の品目・数量等について検討する。

⑩ 被災区市町村による調整会議の実施

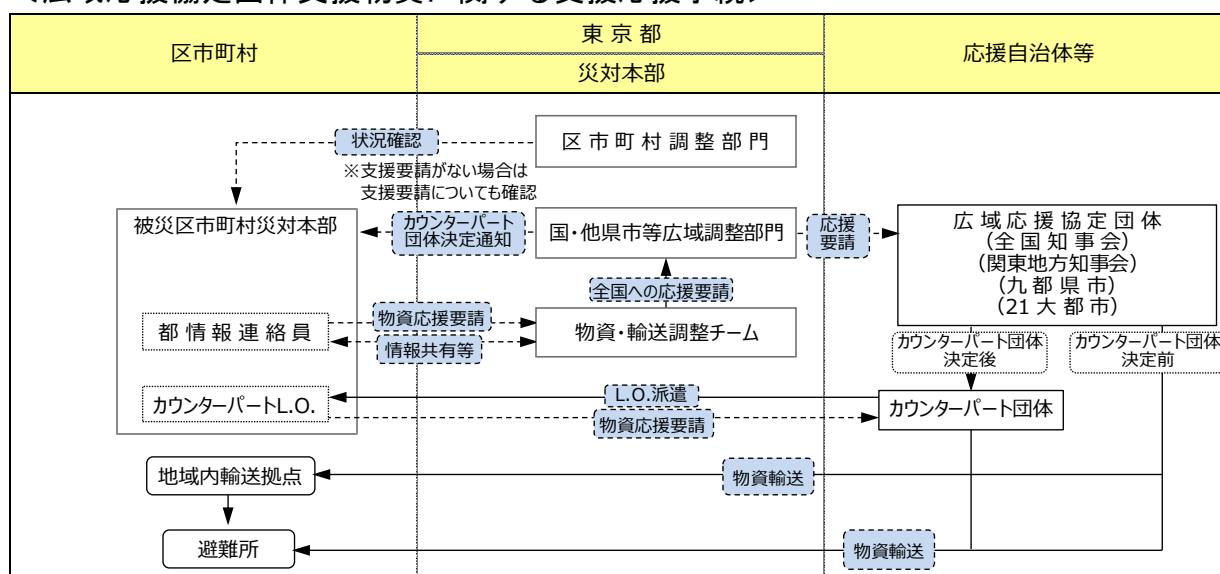
被災区市町村は、当該区市町村の受援担当者と都の情報連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の物資の見通しについて情報共有を図る。

⑪ 都本部への追加応援要請

上記⑩を踏まえ、今後必要な物資の品目・数量等について都本部（物資・輸送調整チーム）に要請を行う。

（４）広域応援協定団体からの支援物資

＜広域応援協定団体支援物資に関する受援応援手続＞



※カウンターパート団体：被災自治体への応援団体
 ※L.O.：（Liaison Officerの略）情報連絡員（リエゾン）

＜応援要請手順【カウンターパート団体決定前】＞

① 被災区市町村による都本部への物資応援要請

被災区市町村は、応援要請を行うに当たり、被害状況、避難所開設状況、備蓄数量等を踏まえ、都本部（物資・輸送調整チーム）へ応援を要請する。

その際、被災区市町村は、以下の点を可能な限り報告するよう努める。

- ・連絡先
- ・要請する物資の品目・数量
- ・輸送先（地域内輸送拠点）

また、被災区市町村は、地域内輸送拠点に被害がある場合、可能な限り報告するよう努める。

② 広域応援協定団体への応援要請

都備蓄物資での対応や輸送手段の確保が困難と見込まれる場合、都本部（物資・輸送調整チーム）は、国・他縣市等広域調整部門を通じて、広域応援協定

団体へ応援を要請する。

③ 都本部による被災区市町村への応援要請結果の報告

都本部（物資・輸送調整チーム）は、被災区市町村から要請のあった事項について、広域応援協定団体へ応援を要請し、区市町村災害対策本部等へ物資要請結果を報告する。

④ 地域内輸送拠点・避難所への輸送

広域応援協定団体は、地域内輸送拠点又は避難所へ支援物資を輸送する。

⑤ 被災区市町村による都本部への物資受入の報告等

地域内輸送拠点又は避難所における支援物資の受入れ完了後、被災区市町村の受入担当部署は、区市町村災害対策本部を経由して、都本部（物資・輸送調整チーム）へ報告する。

<応援要請手順【カウンターパート団体決定後】>

① 被災区市町村へのカウンターパート団体の決定通知

都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、区市町村災害対策本部等へ被災区市町村に対するカウンターパート団体の決定を通知する。

② 被災区市町村によるカウンターパート団体への物資応援要請

被災区市町村は、応援要請を行うに当たり、被害状況、避難所開設状況、備蓄数量等を踏まえ、カウンターパート団体へ応援を要請する。

なお、物資の品目・数量・輸送先等については、被災区市町村とカウンターパート団体で調整する。

その際、被災区市町村は、以下の点を可能な限り報告するよう努める。

- ・連絡先
- ・要請する物資の品目・数量
- ・輸送先（地域内輸送拠点、避難所等）

また、被災区市町村は、輸送先施設等に被害がある場合、可能な限り報告するよう努める。

③ 地域内輸送拠点・避難所への輸送

カウンターパート団体は、地域内輸送拠点又は避難所へ支援物資を輸送する。

④ 被災区市町村によるカウンターパート団体への物資受入の報告等

地域内輸送拠点又は避難所における支援物資の受入れ完了後、被災区市町村の受入担当部署は、区市町村災害対策本部を経由して、カウンターパート団体及び都本部（物資・輸送調整チーム）へ報告する。

⑤ 今後必要となる物資の確認

被災区市町村は、備蓄品の在庫数量や避難所の開設状況等を踏まえ、今後必要となる物資の品目・数量等について検討する。

⑥ 被災区市町村による調整会議の実施

被災区市町村は、当該区市町村の受援担当者、カウンターパート団体の情報

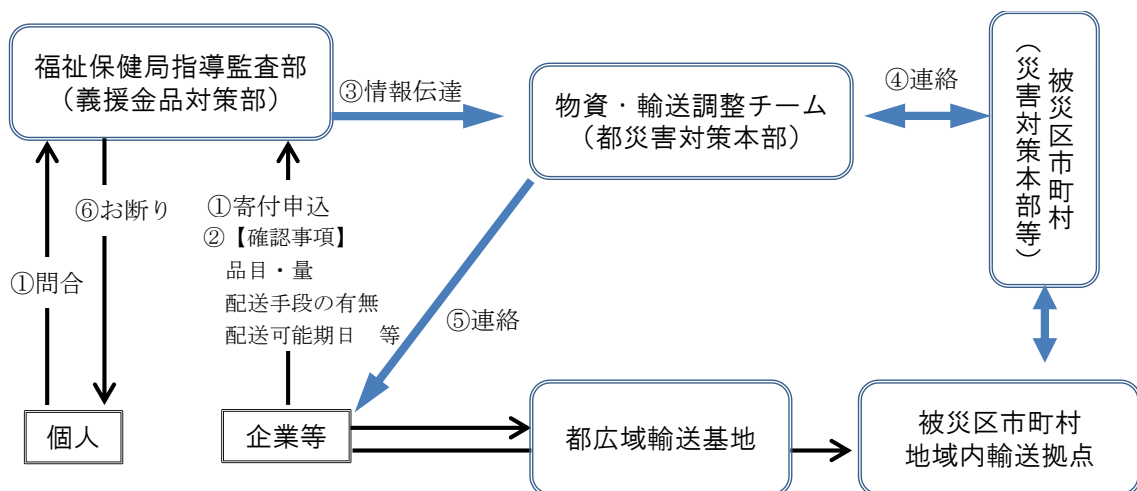
連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の物資の見通しについて情報共有を図る。

⑦ 都本部による広域応援協定団体への追加応援要請

被災区市町村の物資応援要請等により、都本部（物資・輸送調整チーム）が当初決定されたカウンターパート団体だけでは、被災区市町村への物資支援を十分に行えないと判断した場合、都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じてカウンターパート団体等と調整し、不足する物資の追加応援要請を依頼する。

（５）企業・個人からの義援物資

＜義援物資の受入れの流れ＞



- ① 義援物資の取扱いは、福祉保健局指導監査部が担当する。また、物資・輸送調整チームにおける被災区市町村のニーズを踏まえ、受付の可否や問合せ等を広報するなど迅速に対応する。

＜企業＞

- ② 企業からの義援物資の取扱いの問合せ

企業等から寄せられる物資については、物資の種類、数量、輸送手段の有無等の必要事項を確認する。

- ③ 都本部（物資・輸送調整チーム）への情報伝達

上記①で確認した事項を都本部（物資・輸送調整チーム）へ連絡する。

- ④ 義援物資の調整・配送先の確保

区市町村の物資ニーズを踏まえ、配送先等を決定する。

- ⑤ 区市町村・企業への連絡

都本部（物資・輸送調整チーム）は、企業に配送先、輸送手段等の必要な情報を連絡する。

<個人>

⑥ 個人からの義援物資の取扱いの問合せ

個人等から提供される義援物資は、カートンの形状やサイズ、数量、品名等が不均一であり、仕分けや在庫管理に多くの手間や時間を要することから個人等からの小口・混載の義援物資は受け付けないことを基本とする。

第6章 海外からの支援

海外からの人的支援・物的支援の受入れは、政府の緊急災害対策本部及び現地対策本部が調整窓口となって行うこととされており、人的支援・物的支援の申し出があったときは、緊急災害対策本部から被災都道府県に対して当該支援ニーズの有無が確認されることとなる。

緊急災害対策本部からの連絡窓口は、都本部（国・他縣市等広域調整部門）となるが、在京大使館等からの連絡窓口は政策企画局外務部を基本とする。

1 人的支援の受入れ

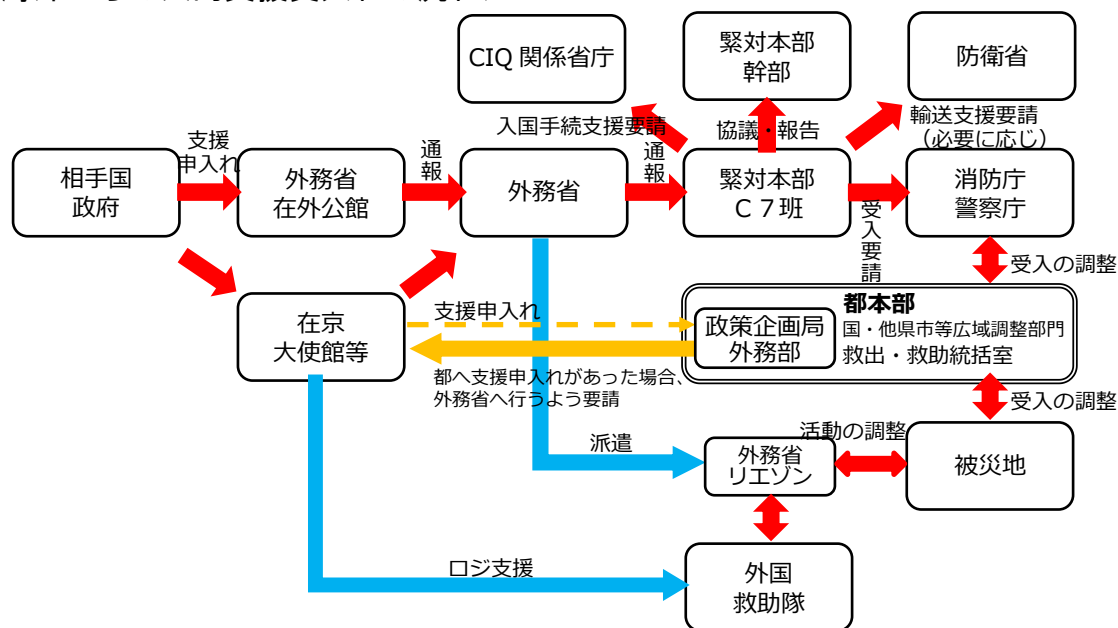
海外からの人的支援としては、捜索・救助などの救助隊や医療スタッフの受入れなどが想定され、受入れに当たっては、国が水・食料等を含む装備品、移動手段、宿泊先、通訳等を支援申出国及び当該国の駐日大使館にて確保するよう要請し、確認することとされている。

海外からの捜索・救助チームや医療チームの活動地域等の調整は、被災区市町村と連携を図りながら都本部（救出・救助統括室）が行う。

なお、海外からの捜索・救助チームや医療チームは、被災地の地理、地形、事情等に明るくないことに留意し、現地での調整を行う必要がある。

東日本大震災における海外からの人的支援受入れの実績から想定される流れは、次のとおりである。

<海外からの人的支援受入れの流れ>



緊対本部 C7班…緊急対策本部事態処理班海外支援受入れ調整担当

CIQ関係省庁…税関・入国審査・検疫に関する関係省庁（財務、法務、厚労、農水）

※緊急災害対策本部（被災者生活支援特別対策本部）におけるC7班（海外支援受入れ調整班）の活動（平成23年10月・内閣府）を基に東京都作成

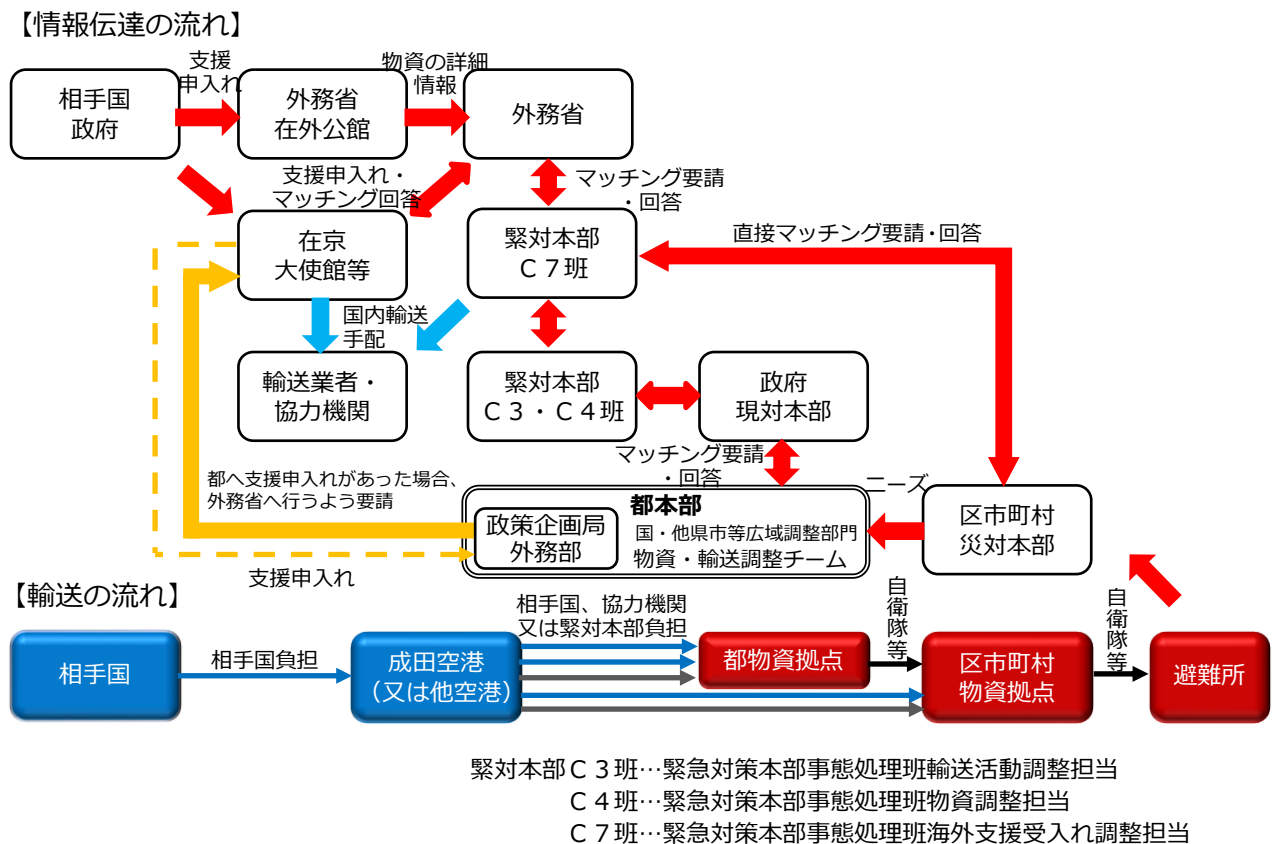
2 物的支援の受入れ

海外からの物的支援としては、食料、飲料水及び生活必需品や義援金の受入れなどが想定されるが、日本国内に物資が到着し広域物資拠点に輸送するまでの調整は国が行うこととされている。

広域物資拠点から区市町村の物資拠点や避難所までの輸送調整等は、被災区市町村と連携を図りながら都本部（物資・輸送調整チーム）が行う。

東日本大震災における海外からの物的支援受入れの実績から想定される流れは、次のとおりである。

<海外からの物的支援受入れの流れ>



※緊急災害対策本部（被災者生活支援特別対策本部）における C 7 班（海外支援受入れ調整班）の活動（平成 23 年 10 月・内閣府）を基に東京都作成

第7章 都外被災自治体への応援

東日本大震災では、被災地での甚大な被害を受け、都は早期に現地事務所を開設し、被災県と連携しながら、被災地のニーズに基づくきめ細かな被災地支援に取り組み、その支援は今も継続している。そして、熊本地震では、区市町村と連携しながら人的・物的両面から被災地の要請に基づく必要な支援を迅速に行うなど、都が被災自治体の災害対応に果たした役割は大きい。こうした都の支援が円滑に実施できた背景には、過去の教訓を通じて庁内にノウハウが蓄積されていたことにある。

都外で大規模災害が発生した場合は、被災自治体に膨大な災害対応業務が発生することから、都は地方自治体間の広域的な連携協力や相互扶助の精神に基づき、こうした経験を生かして被災自治体への応援を行っていく。

1 情報連絡会議の組織及び運営

(1) 情報連絡会議の設置

被災地の被害状況や被災自治体及び全国知事会等広域応援の対応状況等に鑑み、自治体間支援の広域化や長期化が見込まれる等、被災地支援に関する庁内各局の情報共有を図る必要がある場合に情報連絡会議を設置し、開催する。

情報連絡会議は、次の事項を所掌する。

- 被災自治体への応援体制の対応方針に関すること。
- 被災地の状況把握に関すること。
- 各局の支援・対応状況の把握と情報提供に関すること。

(2) 座長等の職務

座長は、総務局長をもって充て、情報連絡会議の事務を総括する。ただし、知事が必要であると認めるときは、総務局担当の副知事を座長とし、総務局長及び危機管理監は、副座長として副知事である座長を補佐することができる。

座長は、被災地支援に関する庁内各局の情報共有を図る必要があると認めるときは、構成員を招集し、会議を開催する。

副座長は、危機管理監をもって充て、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。ただし、副知事が座長である場合の副座長が座長の職務を代理する順序は、総務局長である副座長、危機管理監である副座長の順序による。

構成員は、各局の危機管理を主管する部長の職にある者をもって充てる。

(3) 全庁的な情報共有及び対応方針の決定

情報連絡会議において、被災自治体への応援体制（人的・物的支援）の対応方針を決定した場合、総務局及び各局は協働しつつ役割を分担し、被災自治体への応援業務を行う。

2 応援調整事務局の設置

被災自治体への応援に当たっては、庁内各局の主体的な取組と庁内連携の下で、応援職員の派遣や物資の提供を行う必要があるが、通常業務の体制で応援が行われることから、被災自治体の支援ニーズの一元的把握に課題がある。

庁内が一体となって迅速かつ的確な被災地支援を行うことを目的として、都本部における人的、物的支援に関する庁内各局の役割分担を踏まえ、庁内横断的な連携体制を構築するため、応援調整事務局を設置する。

応援調整事務局は、連絡調整、人員調整（各局の協定等において応援要請手続等があらかじめ定めてある場合や専門職種確保の観点から所管の各府省庁が調整する職員派遣を除く。）及び物資調整等の機能を担うこととなり、必要に応じて各局が連携して対応する。なお、庁内連絡等により業務の対応が可能であれば、必ずしも事務局の設置は要しない。

（1）総務局総合防災部

総務局総合防災部は、応援調整事務局の立上げ等の判断、広域応援協定団体との連絡調整のほか、人的、物的業務を一元的に統括する等の総合調整を行う。

- ・全国知事会等の広域応援協定団体から人的、物的応援要請を受けた場合、応援調整事務局の立上げ等を判断し、関係部署へ連絡する。
- ・広域応援協定団体との連絡調整のほか、国、他縣市等と円滑な協力体制が取れるように調整を行う。
- ・応援職員に関する人員調整の業務を一元的に統括する等の総合調整を行う。
- ・物的支援に関する役割分担を踏まえた各局との総合調整等、物的応援の業務を一元的に統括する。
- ・情報連絡員の被災自治体へ派遣するとともに、被災自治体や情報連絡員から被害情報等の収集を行う。
- ・その他各局が直接実施する応援業務の取次や各局が実施した応援調整結果の取りまとめを行う。

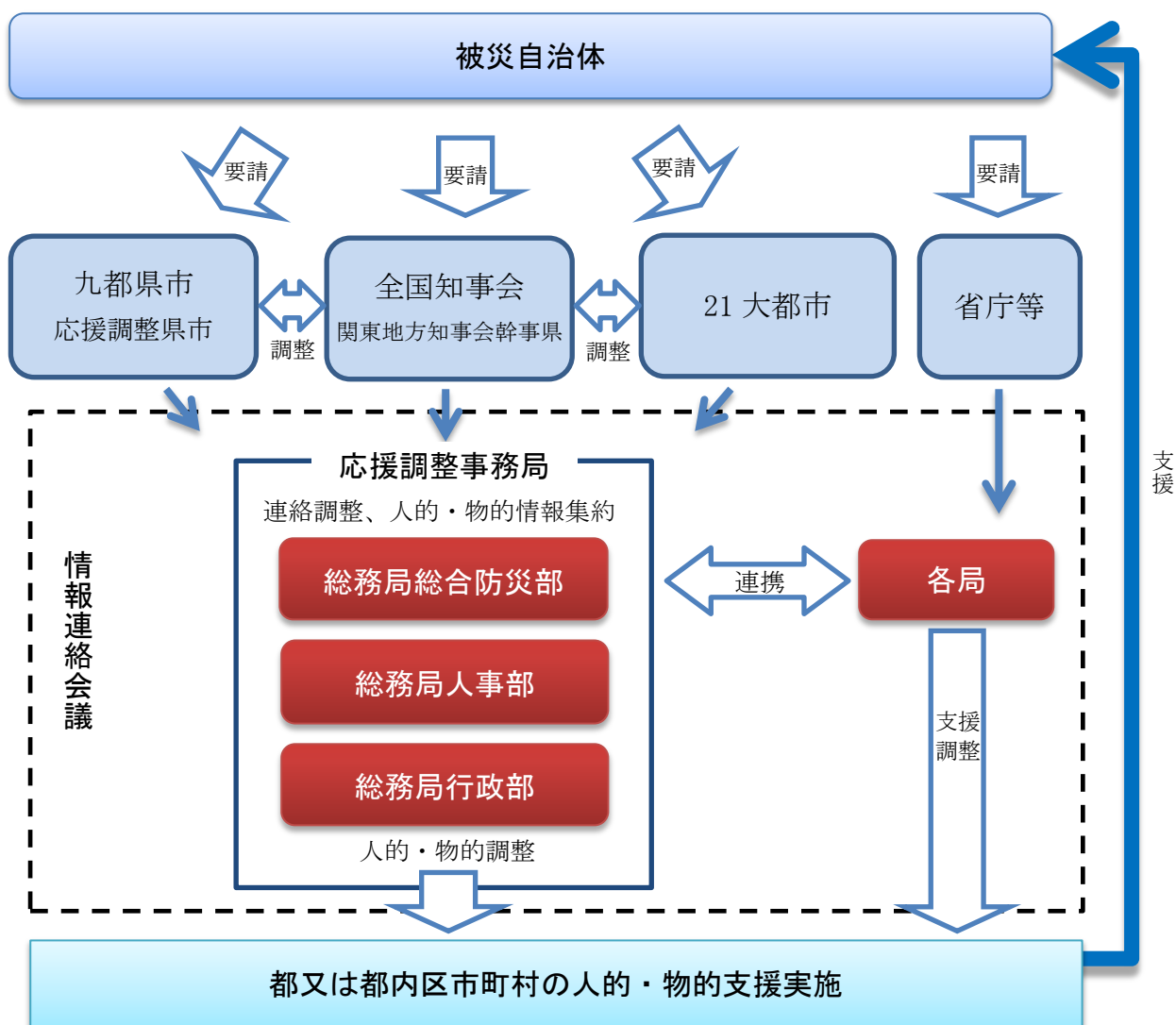
（2）総務局人事部

総務局人事部は、総務局総合防災部及び行政部と連携し、各局と被災自治体の人的支援ニーズに基づく人員調整を行う。

（3）総務局行政部

総務局行政部は、総務局総合防災部及び人事部と連携し、区市町村等と被災自治体の人的支援ニーズに基づく人員調整等を行う。

<被災自治体への応援調整のイメージ>



3 都外被災自治体への人的・物的支援

都は、発災直後から迅速な情報収集に努め、被災自治体からの支援要請を予見し、要請と同時に迅速な支援に当たれるよう努める。被災自治体の被害状況等により、都がカウンターパート団体に割り振られた場合又は広域応援協定団体等からの応援要請があった場合は、応援調整事務局を設置し、応援職員の派遣、支援物資の調達・輸送の調整を実施する。また、都内区市町村と連携し区市町村応援職員の派遣調整を実施する。

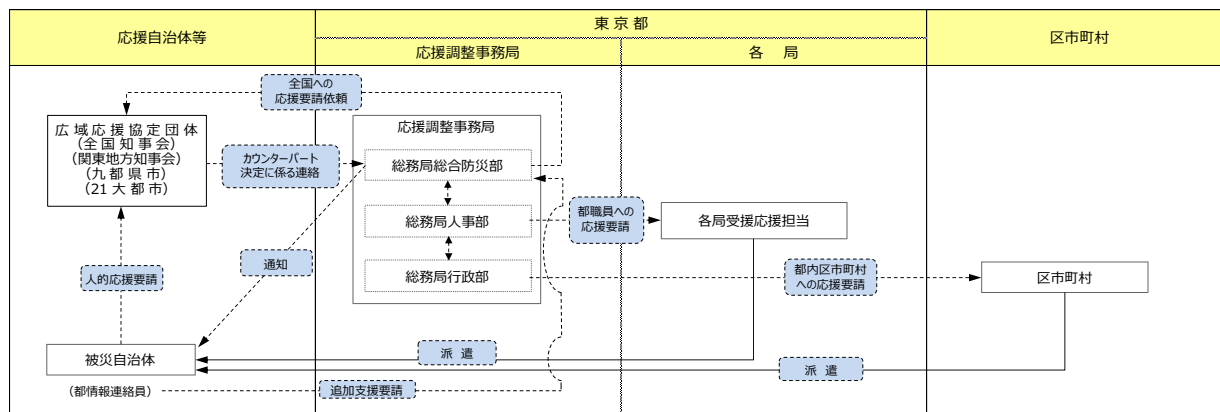
(1) 人的支援に係る調整

① 構成

応援調整事務局における被災自治体の人的支援に係る調整を構成する部署は、次のとおりである。

- 総務局総合防災部：人的応援に係る総合調整に関すること。
- 総務局人事部：人的応援に係る各局の人員調整に関すること。
- 総務局行政部：人的応援に係る都内区市町村の人員調整に関すること。

<広域応援協定団体からの要請に基づく応援手続>



※カウンターパート団体：被災自治体への応援団体

<応援手順>

ア 広域応援協定団体からの応援要請

広域応援協定団体から都がカウンターパート団体に割り振られた場合又は広域応援協定団体等からの応援要請がある場合は、総務局総合防災部に「応援要請書」が通知される。

総務局総合防災部は、以下の点を確認する。

- ・要請人数
- ・活動内容
- ・活動場所
- ・期間
- ・応援職員に関する条件等

イ 都庁内・区市町村間での応援人員の調整

総務局総合防災部が人的支援の要請を受け付けたときは、総務局人事部を通じて各局と調整し、都の応援職員の人数について割り振りを行う。

また、都内区市町村への人的支援の要請は、総務局行政部を通じて都内区市町村の応援職員の人数について割り振りを行う。

ウ 広域応援協定団体に対する都及び区市町村応援職員の決定

上記イで割り振られた人数を基に、各局は応援職員を決定し、総務局人事部へ通知する。また、都内区市町村は応援職員を決定し、総務局行政部に通知する。

総務局人事部及び行政部は、応援職員の決定内容を総務局総合防災部へ報告する。

エ 都による被災自治体への応援人員の派遣通知

総務局総合防災部は、職員の派遣が決定した場合、被災自治体に対して「応援通知書」を通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知する。

オ 都による広域応援協定団体への応援要請

被災自治体からの追加の人的応援要請等により、都及び都内区市町村の応援職員だけでは、被災自治体への人的支援を十分に行えないと判断した場合、総務局総合防災部は、広域応援協定団体に対して他の構成団体への応援を依頼する。

② 災害対応派遣要員

都は、発災時に被災自治体へ適切な人材を迅速に派遣するため、平時から条件に見合う職員を災害対応派遣要員として、あらかじめ派遣候補者の名簿をリスト化する。

都は、被災自治体の要請に基づき、登載された職員の中から各職員の状況等も踏まえ派遣を決定する。

<災害対応派遣要員>

種類	役割	派遣時期
被災自治体要請業務支援要員	避難所運営や建物被害調査等、道路・河川等復旧業務など、災害対応経験を活かし、被災自治体の要請業務に従事	要請に基づき順次派遣
被災自治体災害対策本部支援要員	被災自治体の災害対策本部に入り、本部運営のマネジメントを支援	要請に基づき派遣 〔災害が甚大で、被災自治体災害対策本部のマネジメント機能が麻痺している場合〕

③ 応援職員の交代時期等

応援職員の交代は、被害の状況や派遣元の各自治体の対応状況により異なるが、業務の習熟や引継ぎ等を考慮すれば、派遣期間は一週間以上とするのが望ましい。

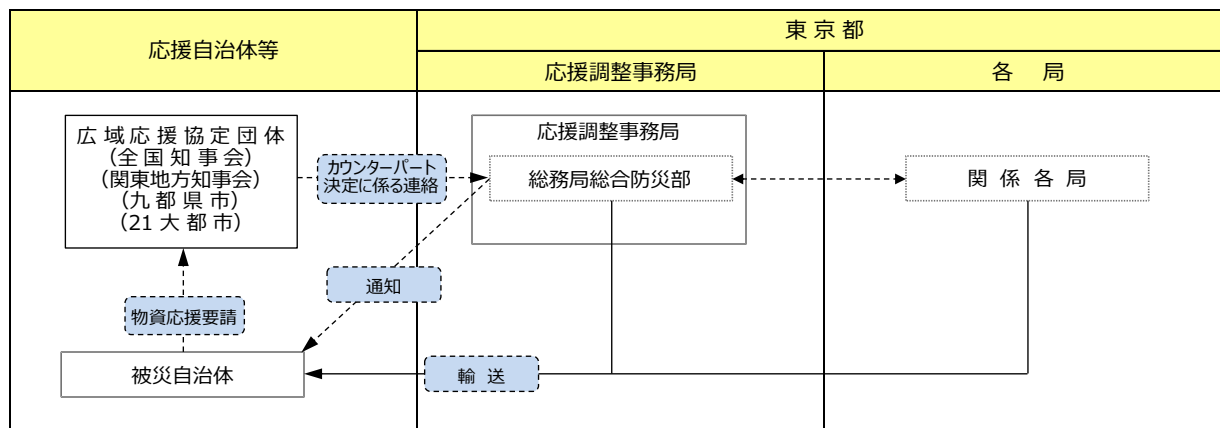
(2) 物的支援に係る調整

① 構成

応援調整事務局における被災自治体の物的支援に係る調整を構成する部署は、次のとおりである。

○総務局総合防災部：物的支援に係る総合調整に関すること。

<広域応援協定団体からの要請に基づく応援手続>



※カウンターパート団体：被災自治体への応援団体

<応援手順>

ア 広域応援協定団体からの応援要請

広域応援協定団体から都がカウンターパート団体に割り振られた場合又は広域応援協定団体等からの応援要請がある場合は、総務局総合防災部に「応援要請書」が通知される。

総務局総合防災部は、以下の点を確認する。

- ・連絡先
- ・要請物資の品目・数量
- ・地域内輸送拠点及びその施設概要
- ・輸送期限 等

イ 支援物資の決定

総務局総合防災部は、物資支援の要請の受付後、関係各局（都備蓄物資に関しては福祉保健局生活福祉部、物資の輸送に関しては財務局経理部等）と連携して、支援物資の輸送を行う。

ウ 都による被災自治体への支援物資の配分通知

総務局総合防災部は、支援物資の配分を決定した場合、被災自治体に対して「応援通知書」を通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知する。

第8章 費用負担

都内で災害が発生し、都が締結する相互応援協定に基づき、被災自治体（都又は都内区市町村）が全国の自治体等からの応援を受け入れる際の費用負担については、下記の関係法令を踏まえて対応する。ただし、法令に別に定めのある場合又は区市町村が個別に締結する相互応援協定に基づき、当該区市町村が応援を受け入れる場合は、当該法令又は協定の規定に従うものとする。

- 1 応援に要する費用は、原則として応援を受けた被災自治体が負担する（災害対策基本法第92条）。
- 2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援をする自治体の負担とする（地方公務員災害補償法）。
- 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援をする自治体が賠償責任を負う（国家賠償法第1条等）。
- 4 災害救助法の規定による救助に要する費用は、都がこれを支弁する（災害救助法第18条）。